

平成29年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年6月2日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成29年6月12日 午前9時30分			議 長 田 口 好 秋	
	散会	平成29年6月12日 午後4時23分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	欠	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	子育て支援課長	大久保 敏郎
	副市長	中島 庸二	市民協働推進課長	筒井 八重美
	教育長	杉崎 士郎	文化・スポーツ振興課長	小池 和彦
	総務企画部長	辻 明弘	福祉課長	染川 健志
	市民福祉部長	中野 哲也	農林課長	横田 泰次
	産業建設部長	宮崎 康郎	うれしの温泉観光課長	井上 元昭
	教育部長 教育総務課長兼務	大島 洋二郎	うれしの茶振興課長	宮田 誠吾
	会計管理者 会計課長兼務	池田 秋弘	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	永江 松吾	環境下水道課長	副島 昌彦
	財政課長	三根 竹久	水道課長	
	企画政策課長	池田 幸一	学校教育課長	徳永 丞
	税務収納課長	小國 純治	監査委員事務局長	
	市民課長		農業委員会事務局長	白石 伸之
健康づくり課長	諸井 和広			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田中 秀則		

平成29年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成29年6月12日（月）

本会議第3日目

午前9時30分 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	西村信夫	1. 過労死等防止啓発月間について 2. 地域包括ケアシステムについて 3. ふるさと納税返礼品について
2	辻浩一	1. 次期教育指導要領の概要について 2. 窯業振興について 3. 観光振興について
3	川内聖二	1. ため池の防災対策について 2. 畦畔の雑草の対策について 3. 轟の滝公園の設備について
4	梶原睦也	1. 生活困窮者自立支援法について 2. 子供の貧困対策について 3. ロタウイルスワクチン接種費助成について
5	増田朝子	1. 福祉について 2. 太陽光パネル設置について 3. 職員のストレスチェックと人事問題について

午前9時30分 開議

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。本日は、宮崎良平議員は欠席であります。山口要議員が遅刻であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

16番西村信夫議員の発言を許します。西村信夫議員。

○16番（西村信夫君）

皆さんおはようございます。ただいま通告の許可をいただきましたので、一般質問を始め

たいと思います。

今回は、大きく分けて3点、質問を提出いたしております。

まず、第1点目に過労死等防止啓発月間について、それから、地域包括ケアシステムについて、それから、3点目にふるさと納税返礼品についてということで、順次質問をさせていただきます。

それでは、早速質問に入ります。

さて、近年、我が国において過労死など多発し、大きな社会問題となっております。過労死は、本人はもとより、その遺族、または家族のみならず、社会にとっても大きな損失であるということを鑑み、2014年11月、過労死等防止対策推進法が施行をされました。過労死等防止対策推進法は、過労死の防止対策の推進と調査・研究を、国、それから自治体の責務と位置づけ、広く国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を過労死等防止啓発月間と規定されたわけでございます。

そこで、質問第1点目に入りますけれども、過労死等防止対策推進法の目的、そして定義については、嬉野市としての考えはどう思っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

2点目、本市の平成28年11月、昨年11月ですけれども、過労死等防止啓発月間の取り組みはどのようなものをされたのか、具体的な実績をお尋ねしたいと思います。

また、ことしの11月、過労死等防止啓発月間の取り組みは、どのような取り組みを嬉野市はするのか、お尋ねしたいと思います。

それから、3点目、市職員及び教職員の快適な職場環境の促進をするため、労働安全衛生管理及び安全配慮義務、これを嬉野市としては遵守しているかどうか、そのあたりを確認していきたいと思っております。

それから、4点目、最後ですけれども、本市における過労死等防止対策は、どのような対策を講じていくのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

それから、次の地域包括ケア支援システムについて、それから、ふるさと納税返礼品については、質問席から質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（田口好秋君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。それでは、西村信夫議員のお尋ねについてお答え申し上げます。お尋ねにつきましては、過労死等防止啓発月間に関してのお尋ねでございます。

まず、過労死等防止啓発月間についてということで、どのように認識しているかということでございますけれども、過労死等防止対策推進法の目的につきましては、非常に重要なことであると認識しているところでございますし、過労死等の定義につきましても理解をしているところでございます。健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、国が

行う対策へ協力するとともに、地域の実情に応じた周知・啓発、国等が設置する相談窓口との連携、民間団体への取り組みへの協力、後援等の支援が必要であると思っているところでございます。

次に、月間の取り組みについてということでございますが、本市といたしましては、昨年度、具体的な取り組みは行っておりませんが、今年度につきましては、商工会などの関係団体と連携をしながら、周知や啓発活動を行っていきたいと考えているところでございます。

次に、市職員及び教職員の快適な職場環境をどのように確保しているかということでございますけれども、事業者は労働者の安全と健康を確保するよう努めなければなりませんので、本市では職員の健康面において、定期健康診断のほか、時間外勤務の縮減の取り組みと並行して、時間外勤務が多い課の所属長に対する健康と業務の管理を確実にし、時間外勤務を縮減するよう指導を行っておるところでございます。

また、職員の健康相談について、毎月、精神保健福祉士による身体的な病気、精神的なストレスの相談業務を担っていただいております。これにつきましては、教育長からも御答弁申し上げたいと思います。

次に、本市における過労死等防止対策を伺うということでございます。

現在の基準では、1カ月80時間以上の時間外労働は心理的負担が強いと判断されておりまして、平成28年度、一時的に月80時間を超える職員がございました。しかし、恒常的に超える者はおりませんでした。年間を通じ、水曜日にはノー残業デーを設定し、7月から9月におきましては、月、水、金曜日にノー残業デーを設定しておりまして、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを目指しております。しかし、まだ徹底には不十分でございますので、さまざまな方向から勤務の縮減に向け努力したいと考えておるところでございます。これにつきましても、教育長からも答弁をさせていただきたいと思っております。

以上で、西村信夫議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

3点目の教職員の労働安全衛生管理及び安全配慮義務についてお答えを申し上げたいと思っております。

市内の小・中学校では、労働安全衛生法に基づいて、各学校で衛生推進者及び健康管理医を選任し、医師からの意見を聞く機会を設けるなどの体制を整備している状況でございます。

具体的には、衛生推進者は教頭か養護教諭、または保健体育科の教員が指名されております。職場の労働環境のチェックや職員の相談に乗るなどの役割を担っております。

また、学校医を健康管理医として選任し、各学校で学校保健委員会を開催し、児童・生徒の健康管理とともに、教職員の健康管理についても意見を伺うなどの取り組みを行っております。

ます。

さらに、1カ月の勤務時間外労働時間が100時間を超える職員、あるいは80時間以上が3カ月以上続く職員については、管理職から当該職員に対し、医師による健康診断を受けるように勧めるようにしております。もし、本人が希望すれば、校医等に相談を受けることができるようにしているところでございます。

4点目の本市における過労死等防止対策についてお答えを申し上げます。

教職員は、鬱病等の精神疾患の発生率が高い職種と言われております。それを予防するために、教職員が1人で多くの仕事を抱え込まないように、チームで業務を遂行する体制づくりや、気軽に悩みを相談できる風通しのよい職場づくりを管理職にはお願いしているところでございます。例えば、これまで担任が行っておりました校納金の会計を事務職員に担っていただいたり、小学校では級外の職員を副担任にしたりしています。

また、中学校では部活動の指導を、必ず複数による指導体制をとっております。精神疾患の予防のため、あるいは肉体的な一般疾病の防止のために、教職員の多忙化の解消は大きな課題であります。現在の最大の課題は、部活動の指導時間の縮減と考えております。土、日曜日のどちらかを休みにすることや、平日の週に1回の定時退勤日の部活の日を設けるなどお願いしているところでございますけれども、大会や試合、練習試合等の都合などで、土、日曜日も休めない状況もあるようであります。これについては、本市だけでは解決できない問題でありますので、県とか、あるいは県教育庁等への要望を行う際に、県が率先して全県一区で、あるいは全県一斉に取り組むよう申し入れをしているところでございます。

以上、お答えにさせていただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まずは、第1点目に過労死等防止対策推進法、これにつきましては、この法律は過労死のない社会の実現を図るために、国、地方公共団体、事業主、そして、国民の責務として定められているところでございます。先ほど市長の答弁では、目的と定義ということで質問をいたしましたところ、目的は、ある一定理解してはいたしましたが、定義はどのようなものかということ、まず、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

過労死等防止対策推進法の定義ということの御質問でしたので、まず、過労死等とはとい

うことで、1つ目が、業務における過剰な負荷による脳血管疾患、もしくは心臓疾患を原因とする死亡。2つ目、業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡。3つ目、これらの脳血管疾患、もしくは心臓疾患、もしくは精神障害をいうこととされ、これが法律上の過労死等の定義と定められております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

先ほど総務課長が言われていましたように、この過労死等防止対策推進法については、定義第2条ということで、この法律において、過労死とは業務における過重な負荷による脳血管疾患、もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、または、これらの脳血管疾患、もしくは心臓疾患、もしくは精神障害をいうというふうなことで、ここにきちっと法律の第2条に定義されております。

この国、地方公共団体の責務としては、第4条の2項に、地方公共団体、いわゆる市役所ですね、市役所は国と協力して過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならないというようなことになっております。

そこで、第1点目の定義と目的については、先ほど私が申し上げたように法律にきちっとうたわれております。その中で、第2項目めですけれども、国と地方公共団体は過労死等防止啓発月間に対して、協力して国民に対して、あるいは事業者に対して、労働者に対して、こういった過労死しないようなという取り組みの推進をしなければならないというふうになっておりますけれども、残念なことながら、市長答弁いただきましたけれども、嬉野市としては、28年11月の過労死等防止啓発月間の取り組みはやっていないということでありました。

そこで、この過労死等防止啓発月間というものは知っていたかどうか、その点、お尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

月間については承知していたところでございますけれども、先ほど市長答弁がありましたように、28年度につきましては、その過労死等防止啓発月間について、周知なり啓発なりというのは行っておりませんので、29年度につきましては、商工会、関連団体と協議をしながら行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

きちっと答弁をして非は非を認めて、29年はやるということに理解します。

総務部長にお尋ねします。この過労死等防止啓発月間というものを、あなた知っていませんか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この月間については承知をしておりました。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

承知をしていたけど、取り組まなければならないということはわかっていたけど、取り組まなかったと理解しているのか、そのあたりをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

事業所として取り組むべきであったとは思っております。この内容の過労死等、そこら辺の内容については、私のほうも今回初めて知ったということでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

副市長は、この過労死等防止啓発月間は承知しておられたかどうか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

確かに新聞等で話題になりましたので存じ上げておりました。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

過労死等防止の推進の関係につきましては、皆様方も御承知かと思っておりますけれども、電通の若い社員が過労死において亡くなったというのが大きく社会問題として取り上げられております。それにあわせて、日本政府も国も動きを見せて働き方改革、これが大きく、今、進もうとしております。

そういう中で、非常に過労死というものは、法律ができる前においては、過労死で亡くなったということは、自分で命を絶ったのだから、働き過ぎが原因であるということは認められないということやったわけです、前は。しかし、今回、法律が制定されて、新たな局面になったわけですよ。そこで、労働時間が月100時間、あるいは150時間と働いて、それも過労死に当たりますけれども、これは、もう一つは、精神障害、過労によって鬱病が発症して精神障害が発病したということも過労死として認められるわけだから、そのあたりは理解していますか、総務部長。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回質問いただいて、勉強をさせていただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

それでは、第3点目に入っていきますが、市職員、教職員の快適な職場環境を図るために、労働安全衛生管理及び安全配慮義務、遵守しているかということですが、それぞれ遵守をしているというふうなことで回答をされましたけれども、労働安全衛生管理、この代表は誰がしておられますか。

○議長（田口好秋君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

お答えいたします。

私でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

安全衛生管理者は副市長ですね。そしてまた、安全衛生管理者は副市長であって、所属長は、部長、課長、事務局長及び出先機関の長が所属長というふうなことであります。所属長の責務はどういうものか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

所属長の業務と申しますのは、快適な職場環境、これを実現するために職員の安全と健康を確保するというふうに責務を規定いたしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

所属長はね、先ほど第3条に、法に載っとるね。これについては、職員の安全と健康を確保しなければならないということですが、所属長の部長、課長、事務局長は、この部下にこれを指導せんばいかん。市民福祉部長、部下にこれを指導されていますか。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中野哲也君）

お答えいたします。

快適な職場環境につきましては、常日ごろから配慮をしております、いろんな機会に会話を通して対応しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

建設・新幹線課長にお尋ねいたします。

建設・新幹線課長も非常に業務が多いということを我々理解しております。御苦労されております。職員に対してこういった指導を徹底されているかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

私の課につきましては、毎朝、ラジオ体操をして、その後、朝礼等をやっております。そういった中で、一日の業務の話とか仕事の割り振りとか、話をいたしておりますので、そういった点では、うちの職員につきましては十分理解をしていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

これに対して、もう一つ、衛生管理者が必要なんですよね。衛生管理者は、職員のうちから市長が任命するとなつとるけれども、どのような方を衛生管理者に任命してありますか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

衛生管理者ということですが、衛生管理者は市の保健師を任命しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

市の保健師の全ての方が衛生管理者として任命しているということで理解していいかどうか。非常勤の職員もおられます。含めてですか、そのあたりを確認のため、示していただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

衛生管理者ということで、保健師の中から1名選んでおります。それで、対象としては、職員、非常勤全部含めたところでの衛生管理者としております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

この安全衛生管理者含めてですが、これは月1回の委員会を開かにかいかんね。これ、委員会開かれておりますか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

規定では月1回となっておりますけど、現在、月1回の開催は行っておりません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

嬉野市の職員安全衛生管理、これはやっていないと、現在は、委員会開いていないということですが、副市長、これはあなた会長ですよ。なぜ開かれないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

お答えいたします。

毎月は、確かにやっておりませんが、年に数回は行っております。

また、これに先立ちまして、合同部課長会有的时候に、分かれているときもあるんですけども、そのときに常に交通安全、その他、職場環境、それと、先ほど申し上げましたように、必ず朝礼をしてくれということで、職員の顔を見て、健康状態等いろいろあるし、また、業務の引き継ぎ等、大事なことを忘れないようにということで、一昨年ぐらいから、そういう形で常に行っておりますので、それも一環のことだと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

この規定には、月1回招集するというようになっておりますので、やっぱり基本は基本で守って、当然、これやるべきではないかということで、ぜひ、月1回の安全衛生委員会含めてですけども、やるようにお願いしたいと思います。

次に入ります。

これにあわせて、学校の衛生管理もあるわけですので、教職員のですね、これについて、いろんな校長の責務とか、教育長が校長に指示をするというようなことで、第3条に載っておりますけれども、どのような指示を、どのような期間内にされているのか、まず、お尋ねをします。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

嬉野市内の学校では、50名以上と50名以下というようなことが労働安全衛生法で決まっておりますので、市内では50名以上の学校はございませんので、そういうところを視点到当て、特に学校を巡回して、例えば、空調設備での点検、あるいは遮光、あるいは温度、それから、衛生管理、教職員の勤務実態等の点検等、特に中学校の大規模校における部活動での時間帯が大きな問題点でございますので、勤務時間外の調査等も調査をして、そして、個々にわたって相談に乗るようにとということしております。

特に部活動については、今のところは全県的に取り組みが定着しておりますのは、第3水曜日の日が部活動中止一斉下校ということで、定時退庁というようなことで進めておりますので、そういうもの。それから、土日に部活をした場合は、月曜日にはぜひ休みをとってほしいということで、職員はもちろんですけども、子どもたちにとっても、そういうことは効率的にいいということをお願いをしているところです。そういったことをしております。

そのほか、私、個人的には校長あたりを突発的に回ります。朝、校門に立ったり、それから、時間があいているときに校長先生のところに連絡をしないで行って、そして、職員の健康管理等についても聞いてみたりしております。そういうふうにして、一定の状況ばかりやなくて、そういったところで幅広く情報を収集したいというようなことで動いている現状です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

教職員については、先ほど教育長のほうから答弁いただきましたけれども、これは教職員のストレスチェックはされておるかどうか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答えいたします。

ストレスチェックは、50人以上は必ずしなければならないということですので、先ほど教育長が申しましたように、嬉野市内には50人以上の所属がありません。努力義務にはなっておりますので、現在のところはストレスチェックは行っていない状況です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

先ほどの答弁では、教職員の1カ月に超過勤務が100時間以上とか、そして、80時間以上とか、これを3カ月した場合については、医師の健康診断を受けるということで答弁をいただきましたけれども、こういうふうなものが実態あっているかどうか、そのあたりをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答えします。

100時間以上、または80時間の3カ月という職員は何名かおるんですけれども、その都度、校長先生のほうから必ず言ってもらうようにしておりますので、面談を受けませんかとお勧めはするんですけれども、現在、じゃ、面談を受けますとおっしゃる先生がいない状況でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

面談を受ける人がいないで済まされる問題やなかです、これはね、管理義務があるわけだから、市役所の、教職員の置かれる立場としては。だから、50人以上と法で決まっておりますけれども、50人から少ないからせんでよかという問題やなか。率先してこの職員の健康管理を促進維持していくためにはせにゃいかん。今後やりますかどうか。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

今も労働安全衛生法に従って、各学校に全部、教頭先生には衛生推進者になっていただいております。それから、大きな学校については、保健の先生とか体育の先生に衛生推進者になってもらっています。そして、各学校医の人には、相談に乗っていただけるようにということもやっているんですけれども、ストレスチェックも流れとして、したほうがいいと私も考えておりますので、予算も必要なんですけれども、今後、できるだけできる方向で検討したいというふうに私も考えておるところでございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

ぜひ50人以下でも、当然ストレスチェックはやって、そして、教職員の健康管理を充実しながら、初めていい教育ができるわけですので、この辺はぜひ努めるようお願いをしたい

と思っております。

次、4番目、最後ですけれども、本市における過労死等防止対策を伺うということで申し上げましたけれども、この第2項の定義の中でも、これは精神障害に対しての過労死というようなことも定義されておまして、私も調べる前には、過労死というものは超過勤務だけの過労死とか、そういうものを理解しとったわけですよ。しかし、ひもといてみれば、やはり仕事が忙しくてストレスがたまって、過重な負担が伴って鬱病が発症して、精神障害になって亡くなったということも過労死ということで、判例がずっとあります。私もこの「過労死時代に求められる」と、本を1冊、何回でも読みました。判例も載っております。

その中で気になったのが、ことしの4月の9日、うちの職員が亡くなった。これは9日の第1日目の一般質問で、山口政人議員が3人亡くなったということを質問されましたけれども、これは、4月の9日、亡くなったことについては、なぜ亡くなったのかということで、山口政人議員が質問をされたところが、副市長は何て答弁されたか。原因についてはわからないと、確かに組織としてもそれぞれの対応をしているが、反省するところもありますという答弁をされたね。原因がわからないと、これで務まりますか、これは、副市長。

○議長（田口好秋君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

お答えいたします。

原因がわからないというのは、いろいろ推測があってはならないという信念でありますので、そういう形で申し上げたものでございます。

また、組織として、職員が亡くなったことに対して、やっぱり守るべき立場だろうと思っておりますので、その部分については、そのように申し上げたつもりでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

管理者、市長、当然代表ですけれども、市長も副市長も、職員の健康、命、これを守る義務がある、責任がある。このことについて、山口政人議員の質問では、亡くなられたわけだから、市長が市職員を集めてこのことについて訓示をされております。どういうふうなことを訓示されたか、内容について市長、ここで明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

全職員を2つに分けて、嬉野庁舎、塩田庁舎のほうで、すぐ私のほうからお話を申し上げたところでございまして、事実をお話申し上げまして、非常に私どもとしては残念に思っているということと、心の痛みを私自身も感じておるということ、それからまた、常日ごろ、私は職員に対して家族と地域に感謝をしながら仕事をしようということを常に訓示しておりますので、そういうものを含めて、非常に残念なことだというふうなお話を申し上げて、しかしながら、これからも嬉野市の歴史、伝統、そういうものを守りながらしっかり頑張っていこうという話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

早速、職員の動揺を防ぐためにも対応は認めますけれども、この発言に対して、この問題は市長の責任と言われましたか。どうですか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

当然でございますけど、職員の立場でない場合もあられるわけですがございますけれども、そういう方を通じて、私は常に家族の一員だというふうに考えておりますので、そういう点で非常に残念に思っておりますし、責任を感じておるということをお話申し上げました。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

この問題は、市長が責任を感じているということですが、その責任の所在、明確、これをどのように責任とられますか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、申し上げましたように、私が責任を感じておるということは、それぞれの人として、立派に生きておられるわけでございますので、そういう方々が亡くなられたということについて、非常に残念に思っているという意味でございまして、常に一つ釜の飯という話をいつもしますが、そういう意識で、私としては職員、また、家族の方も考えてまいりまし

たので、非常に残念だということでお話をしたということでございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

次に入りますが、この4月9日に発生した事案は、配置転換が大きな要因やったんじゃないかと、私は思っておりますけれども、総務部長、そのあたりはどう解釈しておりますか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回の異動につきましては、4月1日の定期的な異動ということで行っておりまして、通常の異動と思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

通常の異動ですけれども、よく聞きなさいね。配置転換は、業務による心理的負荷に当たるとというのが、厚生労働省が策定した精神障害の労災認定基準に盛り込まれると言われております。労災認定に対象しているんです、これは。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、今回の異動につきましては、市長の専権事項ということで、通常の異動を行っていると思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

ここにありますよ、ちょっと判例を読みます。よく聞いてください。豊岡市役所の事件、30代の社会福祉課主任が配置転換、民生委員の対応ということで、地域福祉計画策定の主担当、職場の支援はなくて長時間労働も一時的にあったわけですけれども、特に心理的負荷ということになり、鬱病を発症して自殺をしたと、こういった事案がある。一番の神戸地裁においては、この事案を過労死として認めておるとい判例がありますよ。これを聞いてどう

思いますか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

今回の、先ほど申し上げられていることにつきましては、特定の個人の問題にかかわるところについては、発言は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

国の問題にかかわる問題であっけん、これ、重要な問題なんですよ。

もう一つ、判例を言います。うちに匹敵する判例ですよ。よく聞いてください。B町役場事件、課長から部長への昇進、地位の昇進と、それまで全く経験のなかった防災を担当することとなり、ストレスの強い業務が続いたと。昇進に伴う負荷を認定いたしますということで、これは地位の昇格があった場合は、業務だけではなく責任や権限が変化します。その際に、健康を害することがあるので、当然、留意しなければならないということで、東京地裁、平成25年4月25日、クモ膜下出血のため50歳が亡くなったと、これも労災認定されておる。これをどう思われますか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

その昇格の後に負荷がかかったということは想像をされると思います。私も今回、4月で部長に昇格ということになっておりますけど、それ相応の負荷があると思っております。ただ、今回の事例については、特定の個人にかかわることですので、控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

この問題は、私は一般質問の提出のときに遺族の方に祭壇にお参りをして、このことは一般質問に取り上げますと、ぜひお願いしますというお言葉やったです、お母さんも奥さんも。これは、きょうは親戚、遺族の方、みんな見ておられます。うかつな答弁できんですよ。こういった判例があるわけですから、けさはね、代表監査委員も西村頑張れという激励をいただきました。みんなからね……

○議長（田口好秋君）

西村議員、個人名は、それと、それ以上突っ込んだら、個人特定できますからね、注意してください。

○16番（西村信夫君）続

ちょっと、そしたら、よか、それはね。先ほど特定な個人名を出したということについては、私としては公な人であるから出したわけですからけれども、出していけなかったという分については、訂正させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

はい。

○16番（西村信夫君）続

そして、もう一つ、こういうことがあつてですよ。Aさんが鬱病から十分に回復していない状態で配置転換になったと、そして、現場業務に従事することとなり鬱病がさらに悪化したと、そして、自殺に至ることになったと。これも当然、相当の因果関係があるということで、これも東京地裁は業務、鬱病発症、悪化、自殺という因果関係を認めておられると、これはどう思いますか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

これにつきましても、特定の個人の分に該当すると思われまので、私のほうからの発言は控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

亡くなった人の個人情報、個人情報としてないわけですよ。生存者の個人情報は、氏名とか住所、電話番号とか個人情報あるけれども、亡くなった人は個人情報には抵触はしない。これは、私が調べております。しかし、親族の関係、遺族の関係、これにある程度配慮すべきであるということがありますので、私はちゃんと仏壇にお参りをして、お母さん、奥さんとちゃんとお話をして了解をいただいておりますので、そのことを含めて、今回質問をしております。

そういうことで、業務の変化については、非常に健康な人もやはり相当なストレスが出るわけですよ。そこのあたりを管理者の方、よく考えて、人事異動、労務管理はせにゃいかん。人間、誰でも生身だから、80時間も150時間も仕事をすれば、誰でも体力的にもてんですよ。

今度、9日の事案について、私は全て知っております。実際見てきておるから。配転に伴って精神的なストレス、相当なもんやったです。私、心配したですよ。最悪の事態がなかぎよかけどということ心配しました。遅かったです。ちょうど、話しますけれども、4月の6日、本人に電話したです。元気しとろうかと思うて。休んでおりますと言った。ああ、これはもう大変じゃなと思っ、いろいろここでは話されない部分がありますけれども、全て、近くでもあるし見ております。配転に伴って相当ストレスがあつて、重圧を感じて亡くなつてしまったと。残念でならんです、これは。今、遺族のところに行つてんのですか。配転に伴つて亡くなつたと、私は思うよ。どう思いますか、あなた。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますけど、特定の個人にかかわることについては、発言を控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

さあ、これを長く続けても時間がないですから、最後に市長に求めます。この問題に対して、きのう、遺族からのいろんなお話はあつていないですけれども、いろいろな人を通じて支援をしていこうというようなことをおっしゃったわけですね、金曜日の9日の一般質問で。どのような支援をしていくのかということです。残された遺族、家族、そばを通り切らんとつらかです、私は。市長として、どういう支援をしていくのか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今まで私がお答え申し上げましたように、職員は本当に家族同様ということで考えてまいりましたので、まずはそういう立場を決して崩さないということで、いろんなところでもお話をしてまいりたいというふうに思つておるところでございます。

また、いろいろ家族の方から御相談等ございましたら、それは私でできる範囲でしかありませんけれども、いろいろできることがあればなというふうに考えて支援をしていければなというふうに思つておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

支援をして行こうと言うけど、ここでぜひ支援の方法もいろいろあるわけです。これは公務災害、総務課長は、職場、仕事内であるから公務災害はできませんということで、金曜日の山口議員の質問に答弁されたけれども、これは公務災害に値するよ。判例がこけいっぱい載つとる。後で読んでください。鬱病、病気、全て、脳血管疾患、全部、鬱病で判例が出ております、ここに。こんなものを見て答弁をしてもらわんと困ります。

最後、市長、このことについては、労災認定として市役所として認めていくということ、ぜひ答弁いただいて、家族の、子どもたちのためにも償うべきやないかと思うが、どう思うか、市長、答弁求めます。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私どもの現在の考えとしては、総務課長が申し上げたとおりでございますので、また、専門的ないろんなお話があれば、それについては、もう私どもとしても組織の形として、お話を承ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そのあたりまで言って、後はもうきちっと整理をしていかれるものと、私は思っております。

さて、時間も過ぎてしましますが、次に第2番目、地域包括ケアシステムについてお尋ねをしたいと思います。

これは、2025年をめどに、高齢者が可能な限り、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるということができるよう、地域の包括的な支援サービスの提供が求められているが、本市の取り組みとしてはどういう取り組みをしているかということ、まず1点、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答え申し上げます。

現在、嬉野市といたしましては、介護保険の保険者であります杵藤地区広域市町村圏組合と連携をとりながら、介護保険の事業計画に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を図っているところです。地域包括ケアシステムについては、介護、医療、介護予防などの専門的サービスと、その前提としての住まい、あるいは生活支援サービスが相互に関連をして、連携しながら在宅生活を支えることが必要だということで認識をしております。

具体的な取り組みにつきましては、日常生活や介護に対する不安を解消するための支援や地域で支え合う体制づくりが必要であります。そのために、高齢者の日常生活や社会参加等を支援する生活支援コーディネーター、別名地域支え合い推進員といいます、この生活支援コーディネーターを配置して、地域で支え合う担い手やサービスの創出などを行っております。

2つ目として、在宅医療・介護連携推進事業において、在宅医療と介護連携の課題の抽出などを行っております。

それから、3つ目としては、介護予防、地域密着型サービス等の介護サービスの充実・強化、それと、認知症の高齢者やその家族が早期に相談できる支援体制としての認知症初期集中支援チームの構築によって、早期診断、早期対応に向けた支援体制の実施などを図っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

それぞれ、これは地域包括ケアシステムというのは、先ほど申し上げたように、2025年、ちょうど団塊の世代が75歳になったときに、この問題が発生するわけですので、全国的に取り組みなさいという努力義務かな、これは国のね。これが今、来て、嬉野市としてはどうするかということをお尋ねしましたけれども、これは通常の流れとして、この地域包括ケアシステムというのは、私としてはきれいごとにはかすぎないと思うわけよね。なぜかと言うと、地域で最期まで介護、医療、看護含めてやりなさいということですよ、これは。亡くなるまでね、家で最期をしましようということでしょう。私はこう理解しております。

しかし、都会では、この地域包括ケアシステムというのは、地域が密集しているから介護支援員もすぐととととで回られる。しかし、こういった田舎は緊急のブザーシステムをピッと押しても、介護事業所から山奥まで行こうと、片道40分でも50分でもかかって行って、事業者としてこれはできますかということ、まずは答弁求めたいと思います。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

地域包括ケアシステムにつきましては、先ほど申し上げたとおり、医療、あるいは介護、それから介護予防ですね、それから生活支援、そういったものを一体的に取り組むということでもあります。その取り組む前提として、いろんなサービス事業者、あるいは地域の支え合的なものがあります。そういったものを今後、地域の皆様方と連携をしながらつくり出していくということですので、今からその準備に入ると、2025年を見据えて、そういうことで対応していくということで理解しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

まだしていなかった、今、全然、取りかかっていなかったの、これは。この地域包括ケアシステムというのは、やはり以前からの各事業所においても、いろいろな取り組みがあっておりますけれども、田舎ではこの問題については、採算も取れないし、これは都会的なものじゃなかかなというお話も伺っております。そういう中で、田舎でどうかなということも担当課としても疑問符はあるんじゃないかと思っておりますけれども、本音を求めたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

介護保険の財源ですね、平成12年に介護保険が始まりました。そのときには、介護の費用としては3.6兆円、費用としてかかっております。平成28年度は、10兆円を超える数字になるのではないかとということで予想されております。こういう状況の中で、やはり介護保険の今後持続可能な制度としてやっていくということで、地域においては、地域の皆様方の協力なくしては、今後はやっていけないということになるかと思っております。

確かに、介護保険のサービスであったら、介護報酬で訪問介護だったら幾らというような数字が出てきますけれども、今後、嬉野市を含む杵藤広域圏で取り組む介護予防、生活支援総合事業の中では、やはりそれよりも価格が安く設定をされるとか、あるいは地域の団体の方とかボランティアの方とかの協力もいただくというような形になりますので、それについては、非常に参入というか、支え合う体制が、参入する組織ができるかというのは、疑問点の部分はあるかもわかりません。ただ、今後の状況を見たら、今の状況ではやはり厳しいということで、そういう体制づくりをしていくということだと理解しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

疑問点もあるというようなことも一部言われましたけれども、今後、その体制を解消していくということですね。しかし、この地域包括ケアシステムについては、今現在、本音を申し上げますけれども、実際、親を自分のうちで見るとというのが、今まで従来当然ですけれども、非常に生活、仕事多忙で、見る人がいないということで、親を施設に預けていくというのが通常じゃないかと思うんですよね。そしてまた、2025年にはマンパワーが佐賀県内では600人不足ということも言われております。今、介護現場はそういった介護支援員、この方たちが不足しております。業界を畳んでおるところもあると聞いております。病院の看護師も不足しておる。

今後、2025年に向けて、嬉野市としての高齢化はどのくらいあるかということ、当然さっき聞かにゃいけなかったんですけど、これ、あわせて答弁してもらいたと思いますが、介護支援員、ヘルパーの方が不足しております。それで、先ほど冒頭申し上げたように、嬉野の事業所から片道40分も50分もしたところに行って、事業所として採算が取れますか。当然、私は取れないと思います。そういったものが田舎で、これが通用するかどうか、そのあたりは、市長、どういう解釈をしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の件につきましては、以前から非常に私としては心配をしてきたところでございまして、その件については発言をしてきたところでございまして、将来的にはやはり人材の確保ということですね。もう一つは、運営面での課題があるというふうに、当初から考えておりましたので、そういう点、いろんな機会に国、県にもっと強く訴えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そのあたりは、市長もある程度理解をいただいていると思います。そういう中で、当然、田舎としては非常に無理なシステムじゃないかと、私は思っております。先ほども申し上げたように人材不足、外国人を投入して、よそから嬉野にも何人か来ていただいておりますけれども、これがいつまでもというわけではない。もう3年すればすぐ帰る。そういう順繰りがあっております。そういう中で、マンパワー不足というのは、当然、課題として大

きな問題というふうなことに私は考えております。

そしてまた、国の処遇改善、これが今、ヘルパーの方々にも介護に従事する人に、ことしも1万5,000円の処遇改善があっております。事務職にはない。送迎する運転手にもない。そして、そこで働く調理をする人にもない。実際介護をする人にだけしかない。これが1万5,000円というようなことで、国が示しておりますけれども、全て行き渡らない。1万5,000円と言うても、これは事業所が10人の宅老所が10人全て100%、10人の部屋があって100%サービスをした場合については、100%の1万5,000円来るけど、7人か5人ぐらいしか確保しとらんなら、70%しか来んとやから、それが今の処遇改善の実態ですよ。そのあたり詳しく、福祉課長、説明をいただきたいと思っておりますけど。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

介護職員の処遇改善ということで、国のほうが処遇改善を図るということで事業を実施されております。これにつきましては、今、介護職員ということで実施しておりますけれども、それがほかの職員、そういったものについてもどうなのかということですが、それについても、県、あるいは国を通じて、お話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

ぜひ、処遇改善は職場で格差がないように、全て介護に従事して、給食する人もいなければ事業所は成り立たない、事務職もいなければ事業所は成り立たないわけですから、そのあたりは国に強く要望すべきだと、私は県にも思っております。

そして、先ほど冒頭に聞かにかいかんやったけれども、嬉野市として2025年、高齢化率、今、32%まで達していないと思うけど、2025年の団塊世代が75歳になったときの高齢化率はどのくらいになるのか。そして、今、嬉野市に独居老人がどれくらいいらっしゃるのか、そのあたりを示していただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

まず、嬉野市の高齢化率ということですが、現在が30.79%であります。2025年の高齢化率ということですが、杵藤広域圏全体を含めたものしかございませんけれども、

杵藤広域圏では34.2%ということで想定をされております。

それから、独居老人の数ですけれども、昨年の9月現在ですけれども、1,599名、独居老人がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

独居老人の方は今、嬉野市で約1,600名ぐらいいらっしゃると、ひとり暮らしがですね。そういう中で、これから嬉野市として、どう介護支援をやっていくのかというのは、もう近々の情勢と思うわけですよ。これは、介護保険事業者にばかりには任せ切らないわけですよ。嬉野は嬉野で独自の方策を出さなきゃいかんと私は思っております。

そこで、これから認知症も多くなるということを予測されております。この前、テレビでも若年性認知症が非常に多くなったということを言われておりますよ。私たちも同じ世代で、あ、電話はどこにやったかなと、いろんな物忘れはもうそろそろ出てきております、我々も。そいけん、その予備軍としても位置づけられるかわからんけれども、これから先の介護、医療、それから看護含めて、しっかりした土台をつくっていかなければならないと、私は思っております。

独居老人のほうで、今、第3番目に入っておりますけれども、よそのまちでは、この認知症の予防について、ひとり世帯が1,600人ほど嬉野市でいらっしゃいますけれども、よそのまちでは居場所づくりという事業を取り組んでおられるところがあります、先進地が。去年おとし、私は議会でその居場所づくりを公民館とか空き家を利用して、お年寄りがひとりおるよりも、やはり何人か寄って、いろいろ健康のことを語ったり、あるいは情勢のことを語ったり、そういった余暇を過ごしていく施設が必要じゃないかということを質問したところが、まだまだ必要ではないというようなことを答弁されましたけれども、今回、よその事例もずっと私、見ております。担当課長、見ておられると思うけれども、大きな取り組みとして、京都が取り組んでおりますね、これは。どういうふうな取り組みをしているのか、京都、担当課長、調べておりますか、ちょっとお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

高齢者の居場所づくりということで、これにつきましては、嬉野市においても、現在、地域、あるいは近隣を拠点にした小地域の住民が触れ合いの場を設けて、高齢者が楽しい時間を過ごし、仲間づくり、生きがいくりのために、公民館などを利用して、市内81カ所で月

1 回程度のふれあいサロン事業、こういったものが実施をされております。京都とかでも居場所づくりということで、そういった事業をされております。することによって、助成制度があるということでもあります。

今後も、生活支援、介護予防サービスの充実を図るためにも、住民主体による地域サロンや介護予防サービスの開発、発掘のために、地域の実情に応じて高齢者の居場所づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そこで、高齢者の居場所づくり事業ということですが、今現在、八十何カ所でしたかな、81カ所かな、月1回、これ、お茶飲み会ですよ。お茶飲み会で月に幾らやったかな。人数に応じてお茶代をもらっておられます。それをもう少し拡大してね、京都みたいに事業として取り組むべきやないかなと、私は思っておりますけれども、この認知症、非常に認知症になったら家族はお困りになる。だから、そういった予防を含めて、市長、お尋ねしたいと思いますが、取り組むべきやないかと思うけど、市長の考えをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在、認知症の方々が増加しておられるということは、もう現実の課題でございまして、地域で支えていくということも非常に必要なことでございます。今、担当課長が申し上げましたように、地域でずっとしていただいておりますのでございまして、そのもともとは旧嬉野町のころに、こういう時代が来るということを予想しまして、県内で一番早かったんですけど、いわゆる茶飲みどころ事業というのを各地区で実施をしていただきまして、それで、各地区の公民館とか、ちょっとした集会、自宅もありましたけど、そういうところでお茶飲み話をしながら、お互いの意思の疎通を図っていこうということでございますので、その点で今、各地区でやっていただいておりますので、これはぜひ継続をしていきたいなというふうに思っておるところでございます。

また、私どもも認知症の増加については、非常に厳しい面があるということで、これも自治体のほうでは先頭を切って、いわゆる認知症サポーターというのを全職員につくっていきこうということで実施をいたしました。しかし、その後、新しくサポーターの養成等も行っておりませんので、最近入った職員はまだ受けておられないということでございますので、ぜひサポーターの講習会等も、また職員の中でも継続して行って、まずは市民の方がお尋ね等

になったときに、御不自由な点がないようにしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

高齢化はもう待たなしで前に進むわけだから、きちっとした嬉野市は市としての独自性を出して、高齢化に伴う支援体制を確立するべきやないかなと思います。

担当部長にもお尋ねしますが、担当部長が今60歳、まだならんで55歳ぐらいかな。そういうことで、75歳になろうでは、あと相当時間がありますけれども、担当部長が75歳になるとときには、きちっとした方針ができていないかどうか、そのあたりを空想としても描いておるかどうか、今、現場で働いているときに考えているときやないかと思うが、担当部長にお尋ねしたいと思いますが。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中野哲也君）

お答えいたします。

ちょうど団塊の世代と私、10歳ぐらい違うんですけども、何とか世の中がといたしますか、高齢者の福祉のほうが、今、答弁がっております地域づくりですね、そのあたりにかなりシフトして行かないと、先ほどの議論のとおり、難しい時代になるんだろうと思っています。私も個人的には、まずは地域をつくるほうに参画をして、自分もお世話になる時代には、そういう社会ができていけばなと思うところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

その団塊世代に入ったときには、安心して老後を暮らせるごと、そのあたりはきちっと今、青写真をつくって、描いていかないといけないと思います。そういった意味で、ぜひこれについては、もう最善の努力をお願いしたいと思います。

もう一つ、先ほど市長、答弁されたけれども、認知症は非常にこれからの課題と、高齢化に伴って、これはもう家族としてもやはり支え切れなわけです、今ね。もう施設に入れんと、自分が参ってしまうというような状況になるところもあるわけですよ。だから、早急に、その物忘れが発症する前に、何とか手を打つ必要がなかか、嬉野市としては。介護保険事業所に任せっぱなしじゃだめですよ。嬉野市は嬉野市としての独自性を出して行くべきじゃな

いかと思うが、いい特効薬はないですか、市長、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

認知症の原因というのは、まだはっきりはわかって——わかっておらんと言えば語弊がありますけど、原因というのはさまざまにあるというふうに聞いておりますので、そこらのことについては、これからまた学究的に研究をなされるんじゃないかなと思いますけど、私どもができることは、やはり家族と地域で支えていかなければならないというのは、もう現実の課題でございますので、今、私どもが行っております地域で認知症の方々を支えていく、そういうシステムづくりをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

地域で支えると言うけど、今、時代が、先ほど申し上げたように、マンパワーが不足しているという予測は、もう当然されておるわけですからね、非常にこれがどうなっていくのか、早急に取り組んでいかなければならないと考えております。ぜひ、介護保険の介護の包括ケアシステムについては、都会的な分野じゃなくて、田舎は田舎なりのシステムづくり、これを当然すべきであると、先ほど申し上げたように、何回も言いませんけれども、そのあたりを含めてしっかり取り組んで行くごと、介護保険の事業所の会議の中でも、こういった田舎についての包括ケアシステムについては、本当に都会と格差がないかということも議論していただきたいと思っております。そがんせんぎ、もうずっと事業所は倒れていきますよ、採算が取れんから。以上です。

次、3項目めに入っていきます。

3項目めについては、ふるさと納税返礼品についてということで、総務省がふるさと納税の返礼品の価格が寄附額の3割を超える自治体に対し3割以下にする通知を出したと、このことについて、本市の対応はどうするかということですが、どうされますか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ふるさと納税の返礼品の課題等についてお答え申し上げます。

平成29年の4月1日付で総務省からふるさと納税に係る返礼品の送付等についての通知が

あり、その中では、電子機器など資産性の高いものやプリペイドカードなどの金銭類似性の高いものなどの送付を取りやめること、返礼品の割合を寄附額の3割以下とすること、住民に対し返礼品を送付しないという内容になっておるところでございます。

平成20年度税制改正によって創設されたふるさと納税は、子育てや教育などに活用されただけでなく、地域の活性化にも大きな役割を果たしてきた制度でございまして、全国の地方自治体においては、制度活用に向けてさまざまな取り組みがなされてきたものでございます。

ふるさと納税返礼品の国の通知に対して努力はしていきますけれども、返礼品提供事業者の返礼品の供給計画等もございますので、実施時期等につきましては、提供事業者様と協議しながら決めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

これは総務省の通知やったかね。通達ね、これは、通知ね。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

総務省のほうから来ているのは、通知でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

通知というものは、強制力はないわけでしょう。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

全国の自治体に国のほうから通知が来て、その通知によりまして、各自治体が今、検討をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

強制力はなかでしょう。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、国からの通知によりまして、各自治体が、その国の通知に対して取り組み、どういう検討をしていくのか、それをされている最中でございますので、これが強制力となったら、もう国のほうが一方的に決めたことが、地方自治体、従わざるを得ないというものでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

通知か通達か、私もちょっと調べましたけど、通知といえ、これは強制力はないということですね、と私は理解しております。

そして、もう一つ、全国で通知は24日付で来ている。6月上旬までに今後の対応を回答せんばらん要請が来とつでしょう。うちは出したですか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えいたします。

国に対して出しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

国にこの通知を出したことについては、うちはもう少し今の業者と話し合いをして、めどがいつまでという結論はまだ出ていないということをお尋ねしたんですか。そのあたりをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

国の回答要請の決まりで、いつからやるのかというところで、うちのほうとしては次年度

以降に対応するというところで検討しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

このことについて、名前を申し上げたら、6月までで終わりますよとか、今までの返礼品を。3割にしますよというところがあります。調査されたところはあるか、今の状況を、3割にしている自治体。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

新聞あたりで報道がなされておりますけれども、そのあたりで情報は入手をしております。以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

ここのあたりはちゃんと私も調べていますけど、名前は言ったら、いろんな波及しますので、市の名前は言いませんけれども、6月で一応、今までのよりも5割の返礼品は終わりますよという公表をされたまちがあります。それで、よそのまちが、この総務省の一声で、今、駆け込みがあつておるといふようなことですが、うちの実態はどうか、そのあたりをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

これはテレビあたりでかなり報道があつておりました。そのテレビあたりで、5月いっぱい切りかえが出ているのが、そのあたり、恐らく見られた方々が5月いっぱい変わるんだと、6月になったら切りかわるんだということで、うちのほうにも多くの寄附が、駆け込みみたいな形で出てきている状況でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そういったことで、総務省の一声で返礼品が大きく変わったり、あるいは寄附金がふえたり、そういうことですが、おかげさまで嬉野市も28年度、17億9,500万円、約18億円ぐらい、全国各方面からいただいております。この席をかりまして、本当に厚くお礼申し上げておきたいと思えます。

嬉野市としても、今後検討されると思えますけれども、私の言い分には、総務省はこれは通知だから、強制力はないわけですから、そこのあたりを含めて、この方向については議論をしてやっていくべきじゃないかと思っております。再度確認ですけど、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えいたします。

市長が答弁しましたように、この件につきましては、一番大事なのは提供事業者様、この方たちの御意見を十分聞いた上で判断すべきだと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

先ほど担当課長が言われましたように、提供事業者ね、この方たちがあってこそ、嬉野市の寄附金、ふるさと納税がふえたわけだから、感謝して、十分配慮しながら、これは慎重に取り組んでいただくべきということを切にお願いをします。

今回、私は3点の質問をいたしました。まず、1点、過労死等防止啓発月間について、それから、地域包括ケアシステムについて、ふるさと納税返礼品についてということ順次質問しましたけれども、まず、大きなものは過労死等防止啓発月間についてということで質問を出してはいたけれども、これは最後にお願いします。亡くなられた方、家族、遺族に対しても労災認定をすべきであるということ、そういうふうなことを切に、私、お願いをして、市長の答弁を最後に求めたいと思えます。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどもお答え申し上げましたように、私ども、以前に総務課長が答弁しましたように、労災認定には当たらないというような判断でございますので、その後また、いろんな御意見がありましたら、承りたいと思えます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

労災認定に当たらんじやなかでしようが。労災認定当たっでしようが。判例に載っでしようが。どこに当たらないですか。配転に伴って亡くなられたわけでしようが。私、ずっと見ておりますよ。全て話しますよ。そんなことをしてはいかんですよ。そういうことで、このあたりを含めて議論をして、御遺族の償いに添えるように努力をしていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（田口好秋君）

これで西村信夫議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

6番辻浩一議員の発言を許します。辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

議席番号6番辻浩一でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いながら質問してまいりたいと思います。

近隣諸国の情勢をめぐり、日本の安全保障について真剣に見直す時期に来ているということを経々となく発言をしてきました。最近、北朝鮮の暴走により、その心配が現実のものになりつつあります。当然のことながら、先制攻撃はないだろうというふうに思いますが、もしアメリカが交渉の行き詰まりから軍事行動をとれば、韓国や日本に向けられた何千発のミサイルのスイッチを押すことが十分に考えられます。

戦後70年、日本を取り巻く環境は安全保障を含め大きく変化をしており、そういったことを踏まえ、憲法第9条だけではなく全てにおいて、国として憲法改正の発議ありきではなくても、議論を日本国民に示し、憲法のあり方について考える機会をふやすことをすべきであるということをおきたいと思います。

さて、今回の質問は、次期学習指導要領について、窯業振興について、観光振興についての3点であります。

壇上からは、学習指導要領についての1点目、小学校、中学校の大きな変更点についてお尋ねを申し上げます。

次、2点目は、窯業振興についての質問ですが、県内、あるいは吉田地区の窯業関係の現状についてお伺いをいたします。

最後に、観光振興の中でインバウンド対策、現在までの状況を伺い、ほかの質問は質問席にて行います。

○議長（田口好秋君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

1点目の第1項目でございますが、次期教育指導要領の概要ということで、特に小・中学校、それぞれどういう大きな変更点があるのかということでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

小学校では、平成32年度から、中学校では33年度から全面実施に向けた、改訂された学習指導要領が国から公示されました。今回示された学習指導要領は、知・徳・体のバランスのとれた、生きる力を育成することなど、根幹の部分では、現行の学習指導要領の基本的理念を引き継いだものになっております。しかしながら、社会に開かれた教育課程や主体的、対話的で深い学びなど、改訂のポイントとなる内容も示されております。

具体的な主な変更点を挙げさせていただきますと、小学校では、5、6年生の外国語（英語）が教科となります。3、4年生から外国語活動が始まることやプログラミング教育が、算数や理科等の中に組み込まれることが挙げられます。さらに、小学校では3年生以上の授業実数が現行より1時間ふえることも大きな変更点です。

中学校では、外国語（英語）で、授業を英語で行うことや指導する単語が400から600語程度にふえること。そして、少子化に合わせて部活動の指導体制を地域単位で運営できるよう見直すことが挙げられます。

いずれにしても、今後、国から、あるいは県から具体的な指示がなされることとなりますので、それに沿って取り組んでいくところでございます。

以上、お答えにしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

辻浩一議員の、窯業振興についてのお尋ねにお答え申し上げます。

佐賀県内及び吉田地区の現状を伺うということでございます。

現在、陶磁器を取り巻く環境は大きく変貌し、陶磁器産業は厳しい現状に立たされ、各産地が生き残りのための新たな打開策を模索し続けている状況でございます。

佐賀県内においては、2016年に有田焼創業400年という大きな節目を迎え、これを契機として県内陶磁器業界のさらなる発展と振興を図るため、有田焼ブランドの再構築や国内外の新たな市場開拓等の取り組みが行われました。今後も、さらに県内陶磁器業界が発展していくよう、このような取り組みが継続されているものと考えております。

吉田地区につきましては、昨年度、肥前吉田焼・吉田地区再生事業として、デザインコンペによる流通改革、人材育成、エリア魅力情報発信など、吉田焼、また吉田地区の活性化のための新たな取り組みを行ったところでございます。

今後の考え方といたしましては、肥前吉田焼は嬉野市の主産業である温泉やお茶とともに、嬉野市を代表する地域資源でございますので、引き続き活性化するためのさまざまな事業展開を検討し、吉田地区の活性化を図っていきたいと考えておるところでございます。

次に、観光振興についてお答え申し上げます。

インバウンドの状況を伺うということですが、インバウンドによる観光宿泊客数につきましては、観光関連産業の皆様の御尽力等により、平成24年から平成27年までは、毎年、前年比150%から180%と急速な伸びで推移している状況でございます。また、平成28年につきましても、前年を上回る状況でございます。

以上で、辻浩一議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

ありがとうございました。それでは、次期教育指導要領についてお尋ね申し上げたいと思っております。

今お答えの中で、いろんな科目も、軽微なところも含めて変更があると思っておりますけれども、一番大きな点は語学の部分が低学年までおりてきたというふうな部分だろうというふうに思っておりますけれども、現行の指導要領の中で、5、6年生は、今まで英語の授業としてはあっていたわけですが、今度はこれが正式に教科化されるということで、今までの部分はならしというとおかしいんですけれども、いわゆる教科じゃないけれども授業として充てたということで認識してよろしいのか、そこを確認いたします。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答え申し上げます。

これまでは、5、6年生でやっているのは、外国語活動、英語活動と呼んだりしますが、教科ではなく活動と言われる、特別活動とか道徳とか教科外の領域、そういうところに位置づけられておりましたけれども、今度からは、5、6年生は外国語という教科、つまり国語とか算数と同じ系列になってきます。

授業のやり方自体はそれほど変わりはないだろうというふうに考えています。ただ違うのは、これまでは、聞く、話すというのが主だったんです。スピーキングとリスニングですね、聞く、話す。しかし今度からは、5、6年生は、読む、書くという部分が入ってくるんです。つまり、これまでは、話はするけれども、単語のスペルを覚えたりとかそういうことは全くなかった。しかし今度からは、400語とか600語とか言われていますけれども、その程度の英単語を覚える方向になってくるんだらうというふうに考えております。そして、書ける、読

む、それができなければならぬようになるだろうと。ただ、評価もそれに応じてしなければならぬだろうというふうに私は考えているところです。ただ、教科書等は一切提示されておりませんので、まだ詳しい情報は全くわかりません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

私自身も英語できないので、わからないので、なかなか言いにくいところもあるんですけども、まず挫折ところが、読む、書くのところで挫折するところが多いと思うんですよ。そういった意味で、先行して今、英語活動ということで5、6年生があっていたと思うんですけども、それが前倒しになって3年生からその部分が入ってきて、5年、6年で今言われた読む、書くまで入ってくるというふうなことで認識してよろしいですかね。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

議員のおっしゃるとおりでございます。3年生、4年生は、今5、6年生がやっている外国語活動がそのまま移行されて、週に1時間ずつ。これは読む、書くはなくて、話す、聞く、楽しくゲーム的な外国語活動が展開されることになると思います。

5、6年生も、そのゲーム的な授業、楽しい授業というのは基本ではございますけれども、やはりその中である程度の単語を覚えたり、読んだりすることは必要になってくるというふうに捉えております。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

担当が違うと思うんですけど、うれしの温泉観光課長、今インバウンドで誘客対策を行っていますよね。主体は東アジアが中心になっていると思いますけれども、言ってみれば、中国、韓国、こういった国の方に対応することで、旅館のスタッフを含めた語学の講座とか今までやってきていますよね、市内でやってあったと思うんですよ。それで、いわゆる観光業に携わっているところで、もちろん母国語で中国、韓国語も使われると思いますけれども、それ以外でいったら、英語が共通のツールになるんじゃないかなと私は感じているんですけども、そこら辺、市内を見まして現況としてどんな感じですか。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

今、訪日のお客様、多く来ていただいておりますけれども、確かに、議員御発言のように、中国語で話される方、韓国語で話される方がいらっしゃいますけれども、プラス、その方たちについても、英語というような形でお話しをされる方が多数見受けられます。そういったことで、英語についても、今、観光協会のほうには、そういった対応をしていただく方がお一人いらっしゃいますので、各旅館にはそれぞれ配置をしていただいているようではありますが、大きな旅館についてはですね。今後も、そういったことが対応できるように進めていかなければいけないかなとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

いわゆる外国からのお客様を呼んでいる本市としては、小さいころから語学に親しむというのは非常にいいことだというふうに思うんですけれども、最初、英語が小学校の中に導入されるというときに議論があったと思うんですけれども、日本語もまともに話せないのに、そんな英語を入れていいのかという議論がありましたけれども、実際、小学校の教師として務めておられる関係で、日本語と外国語、小学校の間に併用するということは、やりやすいのかやりにくいのか、そこら辺どういう感触を持っておられますか。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答え申し上げます。

まず、これは国が決めていくことですので、私たちがどう思おうとやらざるを得ないということを前提としてお答えしておきますけれども、確かに、国語とか日本語とか、それから日本のこと、地元のこと、それをきちんと子どもたちに指導して、子どもたちがしっかりそれを理解するというのは非常に大切なことです。つまり、日本人としてのアイデンティティを子どもたちに持ってもらう、それは、やっぱり一番根幹にあると思います。だから、授業時数にしても、小学校低学年の国語なんかは週に8時間あります、5日しかないのですね。そういうことで、国語とか日本のことについてをしっかり勉強をして、しかし、やはり社会の情勢としてこのグローバル化、特にオリンピックとかが入ってきて、外国人がたくさんいらっしゃると、英語をしゃべれないとどうしようもないと。

一方では、語学を身につけるためには、中学校からでは遅過ぎるという説が非常にあるんですよね。なので、小学校からちゃんとしなさいというふうになってきているんだと思いますけれども、私たちは、もうそれを受け入れて、両方しっかり指導をしていくしかないとい

うふうに考えているところでございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

今、グローバル化の話をされましたけれども、今後、科学の発展が進んでいけば、AI（人工知能）によってほとんどの仕事にとってかわられるということになると、おのずから、日本だけで職につけるといった可能性が低くなるわけですので、やはり外国に出ていく機会がふえるというふうに私は思っているんですけども、そういった意味でも、しっかりとそういった世界共通語の一つである英語というのは非常に重要だというふうに私は認識しているんですけども、これについてどういうふうにお考えですか。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

今後、世界に向けての子どもたちの躍進といたしましうか、そういうものを視野に入れていきますと、やはりここ、新しい指導要領が發布されていきますと、2030年まで続くわけですね。したがって、そういう先を見ていきますと、よく言われるのには、今ある職場の仕事の量が、あるいは仕事の種類の半分ぐらいがなくなるんじゃないかというふうな話が実はあります。そういったことで、次の学習指導要領が出たときに、子どもたちに学校教育の中でどういう力をつけたらいいのかというふうなことを、既に考えているところです。

ある学説等によりますと、スマホでつながる世界だと言う人もいらっしゃると思います。そういったことからすれば、今、議員が発言されましたように、AIの時代でございますので、本当にこれまでに培われてきた一つのルールにつながっていくような仕事はなくなるんじゃないかと。むしろ人間じゃないとできない部分、いわゆる手先の仕事であるとか、気持ちにかかわるようなもの、そういうものがやっぱり残っていくのではないかなというようなことを思っているところです。

そういう具合にして、これからの学習指導要領の中では、もちろん新しく生まれる仕事もあるんでしょうけれども、そういうことを視野に入れながら、きっちり指導をしていかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

その部分で、先ほど言われましたような形で見ますと、日本人であるためには、やはり日本語教育の指導というのは基本ベースに置きながら、そして外国語活動も徐々に入れながら、いわゆる基本的人間力といたしましうか、基礎的人間力といたしましうか、そういうものをきっちりと持ちながら、生きる力に向けての取り組みをするべきではないかなということをおもっております。

したがって、例えば今、英語活動が話題になっておりますけれども、ある市では既に、英

語で言えば英語でぱっと答えてくれます。フランス語として振るとフランス語で語ってくれます。そういった基礎的なものはこのA Iの中に集積される時代になるわけですので、そういうところを見ると、やはりそれをうまく引き出して、そして情報編集力といいたいでしょうか、思考力、判断力、あるいは表現力といいたいでしょうか、そういうものを今後は、やっぱり大きな柱として子どもたちにつけていかなくちゃいけないんじゃないかなということ、ここ1年ぐらい前から考えているところでございます。

以上、答えになるかわかりませんが。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

A Iの話から、ちょっと本道からずれてきているところはあるんですけども、あるテレビ番組を見ておりましたら、今話したようにA Iで仕事の量が減ってくると。夢みたいな話だったんですけども、いわゆるベーシックインカムが導入されて、重要な部分はそういった機械がやっちゃって、ベーシックインカムが導入されれば、あと人間として余暇しかないものだから、生き残るのは観光産業を含めたサービス産業しか残らないだろうというふうな話をテレビで見たんですけども、そういった中で言えば、嬉野市は観光産業を抱えているわけですので、逆の意味で今後、非常に明るいのかなと思ったりもしたんですけども、しかし、そういった意味ではやっぱりグローバル化になりますので、英語力というのは十分必要だというふうに思っておりますので、しっかりと英語の教育のほうにも頑張っていただければというふうに思っております。

それでは、次に、先ほどの議員の質問の中でも出てきましたけれども、中学校職員と部活の関係で、非常に忙しくなって、運営その他いろんな面で、健康の面でも難しくなっているというふうな話が今あるわけなんですけれども、そこら辺の実態についておわかりのところがあれば、お願いします。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ちょうど1番目の③の項に当たるんじゃないかと思っておりますので、クラブ活動と書いていますけれども、部活動でよろしいでしょうか。（「部活ですね」と呼ぶ者あり）

本市における28年度の勤務時間調査では、市内中学校の管理職、事務職を除いた部分です。いわゆる共有の部分に当たりますけれども、時間外勤務の労働は平均で70.3時間でした。これは、学校規模が大きくなるほど多くなっております。一人一人の労働時間を細かく精査はしておりませんが、小学校の平均が29.6時間であることを考えますと、やはり部活動の指導時間が大きく影響しているものと思われま。

したがって、先ほどもちょっと述べましたけれども、土日あたりに連続でした場合には月曜日に休みをするとかをお願いしているところでもありますけれども、なかなか練習試合でありますとか連盟の大会でありますとか、そういうものがあって休みづらくなっている現状がございます。実は今度7月6日に、県の教育長と市町の教育長との意見交換会がございます。嬉野市で県のほうに今申し出をしておりますのは、部活動にかかわる時間の削減について、県としての方向性を出してほしいという要望を出しております。通知文あたりを見れば、部活動指導員、外部指導員を活用されることに法令上はなってきておりますけれども、まだ佐賀県の動きは出てきておりません。したがって、そういった部分についても触れて、ちょっと事前に聞くところによりますと、佐賀県でも外部の部活動指導員を採用については、やはり予算的な措置もしくちやならないということで、ことし中に検討をしていくという話でございますので、そういうものを半年でも早目をお願いできるような形でお願いしていきたいというように思っております。

そういったことを受けて、部活動指導員あたりと連携していけば、部活動に対する対応も少しは楽になるのではないかなというふうに思っているところです。そういった状況でお答えをしたいと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

公立高校は、中学校と同じような形で、教師が監督、部長になっているところがほとんどだと思います。強い強豪校あたりになれば外部からの指導者が監督であったりするところもあるかと思っておりますけれども、環境的には似通っていると思うんですよ。今注目されているのが中学校の部活動の関係なんですけれども、高校ではこういったことが問題になっていないのか。わかることがあれば、範囲内でお答えいただければと思います。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答え申し上げます。

実は高校でも、部活動を持った先生の勤務時間が非常に長いというのは実在します。中学校とそんなに変わらないんじゃないかなという気はしますけれども、ただ、高校生は、試合に行く移動にしても、それから練習自体にしても、割と自分たちだけでできる年齢になっておりますので、先生がそこまで気を配る——もちろん配っていらっしゃるんですが、中学校みたいにそこまで、ずっと一から十まで全部面倒見てやらんばということじゃないというところが少し影響しているのかなと。

それから、高校は、実は専門性が非常に高い競技が学校によってはありまして、この学校ではこの種目、佐賀工業ラグビーとかですね。そういうところは、それが指導の目的というか、それも一つの大きな教育目的になっている高校もありますので、十把一からげに、中学校みたいに全部同じ状況ではないというところがあるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

先ほど教育長の話の中に、校外の指導員というふうな話が出たわけなんですけれども、私も中学から大学までずっと同じ競技をやっておりましたし、私の育ってきた中では有意義だったというふうに思っているんですけれども、市長も剣道をやっておられましたし、教育長のほうも吹奏楽部と、高校のときは相撲をやっておられたと思うんですけれども、この部活の意義というものはどういうふうに感じておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

部活動の意義ということでございますけれども、私は、部活動については非常に、平たく言えば生徒指導上の問題もありますし、それからもう一つは、教科でやはり得手不得手があるわけですね。ところが、得手不得手がある中で、教科ではそうまで能力を発揮できない子どもさんあたりが、部活動では本当にすばらしい成果を出していらっしゃるものもあるわけです。もう少し言えば、例えば体育では評価が2だったと。しかし、ソフトテニス顧問させてもらったときは、佐賀県でナンバーワンで、個人で優勝をされたというふうなこともありまして、だから、そういった部分での子どもたちの中学校時代の自信といたしましうか、体験といたしましうか、そういうもののツールとして非常に意義があると。いわゆる机上では体験できない体験の場が部活にはあると。

それから、やはり上級生、下級生との関係があります。上下の関係、礼儀作法ですね。それから、対外試合に行ったときに、対外生徒との交流の場、そういうものも入ってまいりますので、そういうことから総合的にすれば、部活動を通してきた子どもさんたちを総合的に見たときに、非常に人間として幅が広い、そして奥行きが広いというんでしょうか、大きいというんでしょうか、そういう見方、考え方も非常に大きくなってきた子どもさんが多いなということを感じております。

そういうことから、負けたら歯がゆいんですけれども、勝ったら非常に万歳という具合にうれしいわけで、喜怒哀楽のことも体験できますし、だから、そういうふうな部分が机上の授業の中では学習できない部分が、本当に体得することができる、いわゆる教科に一番近い

活動でありますので、そういう捉え方をしております。

以上、お答えにしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

やはり学校体育とまたクラブ活動での体育というような比較で話をしたいと思いますけど、もちろん学校の体育も非常に大事だと思いますけれども、やはりクラブ活動で得るものもたくさんあるんじゃないかなというふうに思っております。

一つは、私どものころはクラスも多かったわけでございますけれども、やはりクラスを越えた、同じ剣道なら剣道を努力する仲間が非常にありがたかったなというふうにも思っておりますし、もう一つは、やはり目標を決めて努力できてそれを達成するというのが、どこの大会に出てぜひ勝ちたいというような目標を立てて頑張るわけですけど、それが達成された喜びが、非常に現実のものとして体感できたというのがよかったのではないかなというふうに思いますし、私どもの場合特に、小学校の4年生からやったんですけど、今でも、生涯、生涯スポーツしてずっと続けられるということで、いろんな意味で学校体育で得られるもの以上に得られた部分が多かったのではないかなと。そういうものを子どもたちにぜひ体感していただきたいなという思いは今でもあるわけでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

私も、本当に人間形成の中で、社会に出るための訓練というですかね。その意味で私は非常に重要だなというふうに感じております。いわゆる得手不得手の不得手のほうが多かったものですから、柔道にたまたま出会って今まで続けて、生涯スポーツみたいな形で続けているんですけども、そういった意味ではしっかり、これもやっぱりあるべき授業というんですか、学校の教育の中の一つかなというふうに思っているんですけども、先ほど言われたように、今度、校外指導員に移管していくに当たって、その指導者の選択というのが非常に難しいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、国はそういったことで、一般の職員さんの負担軽減をということで言われているんですけども、教職員以外の方が監督になったりすると、子どもたちのコミュニケーションも含めて、非常に難しい部分が出てくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思います。部活動指導員の方をどうやって任用するのかということかと思いますが、県の法令等を見ますと、一応、部活動指導員の職務というふうなことで書いてございまして、それによりますと、実技指導、安全・障害予防に関する知識、技能の指導、学校外での活動での引率——いわゆる大会、練習試合等ですね——用具、それから施設の点検・管理、部活動の管理運営——会計関係も含むと——保護者への連絡等ということでございますので、これまで学校の職員がしていた内容が、そのまま行っていると。ただ、内容的には、顧問がいたら顧問には必ず連絡をするというふうなことでございますので、そういうことからすれば、どういう種目のどの方をお願いするのかということ、まず、事前にきちっといろんな情報を寄せながら精査をして、そしていく必要があるのかなど。そしてお願いするときには、多分、県でも部活動指導員の研修会あたりもしていただくのではないかと思いますので、そういうものにも積極的に参加をしていただきながらお願いする形になろうかと思います。今のところはまだ、県もいろいろな書類等を出しておりませんのでどうこう言えませんが、そうしないと、学校現場で子どもたちの前に立つのは顧問がいて、外部の部活動指導員がいらっしゃると、指導者が2人いらっしゃるという形になると、子どもたちはどっちを聞けばいいのかということで迷いますので、やはり指導するところはききりと1本で指導していったほうが効率いいものだと思いますので、そういった連携も含めてやっていくということが肝要ではないかというふうに思っております。

今後は県の状況等を見ながら参考に、そして最終的には、校長が委嘱状交付といいましようか、そういうことで学校が認めた部活動指導員だというふうにしていかなくちゃいけないのではないかというように思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

これ私の勘違いかもしれませんが、今の話でいきますと、あくまでも顧問がいて校外指導員がいるということであれば、今の現状でもあっていることだというふうに思うんですけども、顧問まで外部の方をお願いできるとなっているというふうに私は勘違いしているのかもわかりませんが、そこら辺について。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答え申し上げます。

今度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が出まして、ことしの3月14日ですけど、その通知では、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。つまり、外部の方に顧問をさせることができるようになっております。実際、他県では6月ぐらいから始めたところもあるみたいです。しかし、佐賀県ではまだ、県のほうが今それについて体制を整えているからということで、嬉野市としてはその通知を、県のどうするということのをまだ待っている状態でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

校外の方、要するに教職員じゃない方が顧問になった場合に私が一番心配しているのは、もちろん人材、さっき言ったように人材ですね。もう一つが、学校行事の理解がない方がなった場合にはこれは大変だなというふうに思うわけですよ。そういった意味で、人材の選定というのは非常に難しいなというふうに思うんですけども、それと、顧問の責任が重くなって、校外指導員の顧問になる対象の方すらいらないんじゃないかなと私は思うんですけども、そこら辺はどうですか。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答え申し上げます。

私自身としましても、議員の御指摘のとおりだと思っています。宇部市というところで始まったという情報が入っておりますけれども、報酬が月20時間で2万4,000円。ちょっと安いとは思いますが、これでも全員は集まっていないらしいんです。宇部市というのは、嬉野市よりかなり大きな都市ですので、人材的にはもっとたくさんいるはずなんですけれども、集まっていないなという状況です。嬉野市でも、報酬がどのくらいになるのかわかりませんが、その種目に応じた適切な人材を探すというのが非常に困難だろうなと思っています。今、市内で34中学校、全部活動ありますけれども、そのうち今外部指導者に10人来てもらっていますけれども、この方たちにしても、もちろん今ボランティアで来ていただいていますけれども、「お金ばもらうぎ、とてもしきらんばい」とおっしゃる方もいらっしゃいます。ということで、人材探しというのが一番の課題になってくるだろうと私も捉えているところでございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

現状でいけば、要するに教職員の仕事がふえて精神的にも大変だというふうな状況でありながらも、私としては部活というのは非常に重要な部分だろうというふうに思うので、このてんびん、ここの折り合い、これが非常に難しいなというふうに考えておりますけれども、国からの通達の中でそういった方向に動かなきゃならんと思っておりますけれども、部活の重要性もしっかりと訴えていただきたいなというふうに思いますが、そこら辺についていかがですか。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

いずれにしても、部活動指導員の通知文書が佐賀県でもつくられる予定になっておりますので、国の通知を参考にしながら、それに対応していきたいと思っております。

ただ、部活動については本当に中体連あたりの子どもたちの頑張り状況を見ますと、節目節目で燃えて頑張ってくれております。そういった点では、部活動の意義というのは非常に重大であるという認識はしておりますので、今後、部活動指導員あたりをお願いする部分については、人選あたりを慎重にしながらお願いしてまいりたいというふうに思っております。

現在、先ほど課長が申し上げましたように、幸いにして10名ほどはさせていただいておりますので、そういう方あたりを中心にしながら、今後御紹介をさせていただこうというふうに思っております。そういったことで、部活動に対する問題については、意義あるものというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

よろしくお尋ねしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。窯業振興についてでございますが、まず課長のほうにお尋ねします。残り2つの問題が予算書に上がっておりますので、まず前提としてお尋ねしますが、販路拡大という事業が今回出ておりますが、その中に、要するに営業マンという事業カテゴリーとして入っているかないか、まずそこをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

営業マンというカテゴリーは入っていない状況でございますが、人材育成という面で、それぞれの窯元さんたちの勉強会というのが開かれていまして、その中で販売戦略なりそ

ったのも会議をされているみたいですので、そういったものはないんですけども、窯元さんの中ではそういったお話もされているというふうな形だと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

従来ですと、窯業の販売方法としては大きな問屋さんに出荷するというのが今までの通常だったと思うんですけども、ここ最近は、販売会、展示会ですね。それとか、インターネットでの販売もあっていると思いますけれども、というのは、私が今回質問したかったのは、以前、緊急雇用対策で営業マンを2カ年雇った経緯があると思いますけれども、非常に優秀な方で、熱心に販売活動をしていただいたというふうに聞いておりますけれども、緊急雇用対策の補助金での雇用だったので、その後は、多分今はいらっしゃらないんじゃないかなと思いますけれども、その確認。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

今現在は、営業マンという形での人材の確保はされていないと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

実際に窯元の方もお話をしたこともあるんですけども、要するに窯業組合の中で営業マンを一窯元さんが担うのではなくて、全体として吉田焼の販売の営業マンというのを持つべきじゃないかというふうなことをずっと言ってきたんですけども、そこら辺の考え方は今後出てくるのかな、どうなのか、感触としてはいかがですか。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

今、直接的な営業マンが必要というふうなお声は、すみません、私のほうは聞いていないような状況でございます。ただ、窯元組合のほうには、組合員としてももちろん商社の方も1社入られておりますので、そこを通じての販売もあるのかなというふうなことを考えているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

特に、去年の事業の中で、デザインコンペをやって新しい作品ができたと思います。その販売は今後だと思えるんですけども、いわゆる展示会もあるだろうし、インターネットでの販売もあると思いますけれども、実際に展示会——多分展示会は業者さんが見に来られるんだろうと思えるんですけども、例えば小さな販売先の掘り起こしという意味では、レストランとかカフェとか、そういったところの地道な活動においてはそういった営業マンというのが必要なと私は思えるんですけども、そこら辺の見解はいかがですか。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

営業マンの必要性ということですけども、必要は必要だと思っております。ただ今回、販売の方法としてデザインコンペを開かれていますけれども、その中に審査員という方ももちろんいらっしゃいますけれども、その審査員自体が、販売ができる方を審査員に選ばれています。ですから、そこを通じての——新しい形ですね、これが——そこを通じての販売も計画されているみたいですので、28年度については、コンペをして、試作品をつくって、製品をつくるという段階まででしたので、29年度については、そこも通じてですけども、販売に力を入れていかれるものだと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

1番目の質問に戻るんですけど、県内は、吉田を含めて厳しい状況にあるというふうな話だったんですけども、私の感覚としては、氷河期は過ぎて、ちょっとは溶けかけているのかなという感触なんですけど、通告に出しておりませんが、隣の波佐見焼なんか非常に元気があるような気がするんですが、そこら辺も含めてこの状況、波佐見焼、三川内焼、そこら辺も含めて、状況をどういうふうに分析されているのか。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

冒頭、市長が言われましたように、陶磁器関係の業界は本当に厳しい状況だと思っております。

ますけれども、議員今御発言のように、元気があるところは元気が出てきているようでございます。隣町の波佐見町も、確かにその一つだと認識をしているところですし、陶器市等に行きましても、報道での発表がっておりますように、何万人、何十万人の方がお見えになっていきますので、下火ばかりではないのかなど。少しずつはやはり、県のPRも含めて、それと今回、日本窯業圏が日本遺産となりましたことで、PR等の活動も行っておりますので、少しずつ上向いてくるのかなというふうには感じているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

ぜひ、吉田焼も嬉野市内の重要な産業の一つですので、しっかりと振興をしていただきたいと思っておりますし、あとの問題については、予算にたっぷり書いてありますので、窯業振興についてはこれで終わりたいと思っております。

次、また同じですけれども、観光振興ですが、これも予算に上がっている部分が多いので、よけながら質問をしたいと思っておりますが、インバウンドの状況については150%前後でずっと推移してきて、今年度も非常に上向きの状況にあるというふうな話なんですけれども、いわゆる主体が東アジアですので、中国、韓国、あるいは台湾、今回タイも入っておりますが、あと香港ですね。その中で、質問の2番目ですけれども、中国、あるいは韓国、これは結構、国内情勢、国内の事情で非常に反日的な行動があったりするわけなんですけれども、その推移の中で、そういった行動が、日本に来る誘客に対しての上下というか、影響があったのかなのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

国際問題の悪化に関して増減があったかといいますと、すみません、私が知っている範囲ではそこまでなかったのかなど。ただ、自然的災害、この間の熊本地震の際は、やはり飛行機自体が運行しないというふうな状況とか、出国制限といいますか、余り行かないほうがいいですよというふうなこともありましたので、そのときは、確かに減少しているような状況でございます。ですから、そういった情勢に左右されがちだとは思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

そういった中で、この前ある会合の中で旅館組合の組合長さんと話す機会がありまして、

国内客とインバウンド、外国人の誘客に価格差があるのかどうかというお尋ねをしたときに、当初はそういったこともあったけれども、今は国内も全然変わらない。しっかりと収益につながっているというお話でしたので、そういったことを鑑みれば、今後もどんどんインバウンドを続けていく重要な施策だと思いますけれども、そこについてお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

昨年、28年に全体宿泊客数も増加をしておりますけれども、市長が申しましたように、外国人の方も多く来ていただいて、増加している傾向でございます。全体的な宿泊客数を見ますと、インバウンドが引っ張って、今回、全体の宿泊客数が伸びているというふうな状況でございますので、外国人の方がこちらに来ていただくことに関しては、非常に重要であると思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

そういった意味で、インバウンドは重要な施策だということで認識をするわけですが、そういった中で、PRをかける国、今回の予算で出ておりますけれども、タイが入っておりますし、台湾の総領事の話もありますけれども、いわゆる台湾あたりになりますと非常に親日国でありますし、タイもそうでしょうけど、東南アジアの中で、また中東になりますとトルコ、ここらあたりも非常に親日国だというふうに私は聞いております。江戸末期の船の難破を救助したということで、非常に親日感情が強いというふうな話を聞いたことがありますけれども、そういった意味では、今後広げていく選択肢の中に、いろんな情勢に左右されない親日国をターゲットとしてPRをかけていくというのも非常に大事じゃないかなと思いますけれども、そこについての見解をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

議員御発言のように、情勢に余り関係しない国から来ていただくというのは大変重要だと思っております。ただ、今は東アジアを中心に、今後また東南アジアのほうに、タイとかですね。先ほど言われましたように、今回、新年度のほうの予算でも計上しておりましたけれども、東南アジアを中心に行っていきたいと思っております。というのも、九州に直通便というの

が、やはりまだ東アジア、東南アジアの部分が主というふうな形になっておると思っていますので、そこを中心にしていったほうがいいのかと、今の状況ではですね。ただ、東京、大阪に入られたその他のお客様についても、もちろん来ていただくというのは十分進めていきたいと思っておりますけれども、まずは先ほど申しましたように、近くの空港に直で来ていただくお客様を中心にやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

はい、わかりました。

それでは、次の議員が午前中に終わりたいということですので、ここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

これで辻浩一議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時2分 再開

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

3番川内聖二議員の発言を許します。川内聖二議員。

○3番（川内聖二君）

議席番号3番、川内聖二です。本日は傍聴席に足を運んでくださいました皆様方には厚く御礼を申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問を行いたいと思います。

今回の私の質問は、3項目について質問をいたします。

まず1点目は、嬉野市にある農業用水等のため池の防水対策について、2点目は、農作地等の畦畔の雑草の対策について、最後、3点目は、以前も質問をいたしましたが、轟の滝公園の整備について質問をしたいと思っております。

それでは、1点目のため池の防災対策についてお尋ねをいたします。

現在、全国的にも懸念をされているため池の老朽化による危険性、農作放棄地や開発地により使用しないため池の問題が取り上げられています。昨年は嬉野地区でも熊本を震源とする大規模な地震による大きな揺れを体感し、梅雨期による長雨や秋雨全線の豪雨が発生したのも記憶に新しいと思っております。このような自然災害時、ため池の防災対策について、幾つか

お尋ねをいたします。

まず1つ目の質問としまして、当市の老朽化や使用されていないため池についてどのような考えかを壇上からの質問といたしまして、また再質問及び2点目以降の質問につきましては質問席より質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田口好秋君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

傍聴の皆さんにおかれましては、大変お疲れさまでございます。心からお礼申し上げます。

川内聖二議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、ため池の防災対策についてということございまして、その中の1点目でございますが、嬉野市の老朽化や使用されていないため池についてどのような考えかということでございます。

地元の受益者からの要望を受けまして、ため池のしゅんせつや斜樋、堤体等の補修を行う場合は、市が窓口となって国や県の事業を利用し、また補助金を活用して地元受益者に応分の負担をいただき補修工事を実施している状況でございますので、今後とも地元の皆さん方の御意見をいただきながら取り組みをしてまいりたいと思っております。

以上で川内聖二議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

今現在、佐賀県にはため池が約2,720カ所ほどあり、嬉野市内にはそのうち128カ所、塩田地区には78カ所、嬉野地区には48カ所あるそうですが、このようなたくさんのため池は築造されまして、途中で改修もされたと思いますが、古いもので何年ほどたっているかわかりでしょうか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

古いものの年数でございますけど、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁をさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

私が調べたところでは、水田農業を主体とする日本といたしましては、圃場の拡大や土木

技術の発展とともに農業水利施設を増設するため、ため池が数多く築造されたそうです。ため池の約70%が江戸時代以前に築造されたとありました。市内のため池も古いものはかなり年月を経過しているのではないかと思います、このような老朽ため池に対し、所管のほうはどのように思われているか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

老朽ため池についてどのようにという御質問ですけれども、あくまでため池というものは用水を確保するために築造されたこととっております。ですので、今現在も水利権者等で管理をしていただくのが基本と考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

基本的にため池は受益者と管理者の方々に管理するのが基本とは私も承知はしていますが、今までその管理者の方々から老朽化のための異常等などで相談等は受けられたことがありますか。また話し合いの場をつくったりとかしたことはあられるか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

もちろんここ数年であってもため池の管理をされている地元から御相談等あっておりまして、例えば、漏水があるのでどう対処したらいいのかというような御相談も数件ございます。それに対して地元にも数回足を運んで、その対策としてどういう事業があるかということで御紹介をしながら検討をして、地元としても検討をさせていただいているところであります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

相談はされているということで、ちょっと聞きにくいことなんですけど、これまでため池から越水したり、決壊まではいかないと思うんですけど、人的また建物等、そのようなのに災害等が今まで起きた経歴とかはあるかをお伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

私も担当課長となってまだ数年でございますけれども、知る限りはそういう災害はないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

②の質問になりますが、これまで市内のため池の点検調査等を行われたことはあるか、またあったとしたら何年ごとに行われているか御存じでしょうか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

ため池の点検調査でございますけど、平成22年度から県のほうで県内全てのため池を調査していただいております。当市の部分につきましては、平成25年と26年にかけて126カ所全てのため池を調査していただいております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

そうですね、国のほうから平成25年度から26年度にかけて再点検を行うように農林水産省のほうから推進が各自治体のほうになされていると書いてありました。当市のほうもそれに関しては点検を行われたということで、ため池の管理につきましては、大体持ち主が、またその関係者の方々に維持管理をしなければなりません。行政側としては指導といいますか、要するにため池を持っていらっしゃる方々からいえば、決壊とか漏水等はわかりますけど、専門的な知識はお持ちではないと思うんですね。そこで、どのようにすればいいかというふうな指導等はなされているのか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

指導と申しますか、そのため池がある地区につきましては、梅雨前には回覧板等でそうい

う危険な豪雨等があった場合の点検、その前の点検等をお願いするというようなことと、先ほども申しましたように、例えば、漏水があるとか、そういうため池があればそういうことをうちのほうで相談に乗って、その対策等をお伝えしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

はい、わかりました。市内のため池の大半が老朽ため池と思いますが、災害も河川の水害から、また急傾斜等の崩壊ばかりでなく、このような旧ため池の決壊による災害も考えられると思います。

そこで、管理者に対して防災ため池の点検マニュアル等を制作してはどうかと思ひまして、今回お伺いをいたしました。ここにため池の点検マニュアルとあります。この内容といたしましては、ため池がこんな状態になっていませんかという案内から始まりまして、大雨や地震時の管理と対応のポイントを明記してあります。また、ため池の操作方法に関しても詳しく書いてあって、最後のほうには、このようにため池の診断票を記載してあります。管理者からいえば、要するに管理者のほうにこれを配付していただいて、記入していただいて、行政側に提出していただければ、今の現状のため池の状況がわかるのではないかと思いますね。これがあれば、要するに行政側としましても危険ため池から安全なため池まで把握できるのではないかと思います。今回このようなよその、鳥取県のある町のマニュアルですけど、このようなものを制作してはどうかと思ひまして質問をいたしましたけど、課長はどのように思われますか。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

先ほど県のほうで点検をしていただいたときも、基本的に目視で点検をしていただいたと。それと今までの資料等で底樋の状態、あるいは堤体の状態を確認していただいたというところでございます。現在の議員御提案のマニュアルにつきましても、地元の方をお願いをするという形になるかと思ひます。そういう中で項目がどこまで求めているのか、ちょっと私も確認しておりませんのでわかりませんが、実際していただく管理者等の意見もお聞きしながら、今後検討はしてみたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

これに関しては、要するに目視だけでしかやっぱり確認はできません。このマニュアルを見てみますと、丁寧に持ち主の方でもこれに沿って管理しているため池を見ていただければ、自分のところのため池がどこまで傷んでいるかとか、その辺も確認できて、安心もなされると思いますので、やはりこういうのがあって、管理者のほうに案内をしていただければ、本当に周りに住んでいらっしゃる皆様方に対しても心配等もかけなくてよいところはかけなくてよいし、またちょっと異常があるところは早急に改修をしていただければ、その辺も改修となっても、また所管のほうから県、国の補助金等の説明等もしていただき、決壊してからよりもお金はかからないと思いますので、その辺を進めていただきたいと思っておりました。これに関して市長はどのように思われるか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、嬉野市のため池の現状につきましては、先ほど課長が申しあげましたように、一斉点検をしていただいた結果は今のところ特に大きな問題はないということでございます。また、私どもが直接防災パトロールの際にも数カ所ため池を見たこともございますけど、いろいろ御指摘をいただいて、できるだけ県の事業等を取り組んでいければというふうに思っておるところでございます。数年前は今までなかったようなイノシシが堤体を掘って非常に危ないとか、そういうふうな意見もありまして、新しい取り組みをしなくちゃいかんなど思っておるところでございます。そういう点で、点検の方法等についてはいろいろあると思いますので、これから検討をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

はい、わかりました。老朽ため池については、現在、個人に対しての縛りにはなっていないので、今後、全国的にも国で考えなければ問題になると思いますので、防災に対する対応を今までしていただいていますので、またこれ以上をお願いしたいと思います。

続きまして、次の2点目の質問に移りたいと思います。

次は、畦畔の雑草の対策についてですが、嬉野市の畦畔部ののり面の雑草の除草作業も後継者不足のため高齢者の方々での危険な作業を行われているところもある状況です。今後、畦畔部の除草対策についてお伺いをしたいと思います。

1つ目の質問ですが、これまで畦畔の除草作業中による事故等について、所管のほうに連

絡等がありますか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

市内の各地区において畦畔の除草作業等は個人等で行っていただいておりますけれども、事故等の連絡につきましては、ここ数年は聞いておりません。ただ、傾斜が厳しい中山間地、あるいはそういうところで足を滑らせて田んぼや水路に滑り落ちたというような軽傷を負われたというお話は少しお聞きしたこともございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

以前、市道沿いの除草作業は所管のほうへ連絡をしていただければ、除草作業をしに来ていただくという答弁をいただきましたが、今回は農地ですので、個人さんのほうで作業を行わなければなりません、ここ農地のほうも広くて、先ほど申しました後継者不足ということで、高齢者の方々が無理をなさって作業を行われていると思うんですね。そこで、今回、除草対策といたしまして、何か新しい工法等はないかを課長お伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

畦畔の除草につきましては、先ほど申しますように、やはり個人のものでございますので、個人が判断をされて、除草の方法もいろいろあるかと思えます。ただ、新しい工法と申しますか、議員も御存じかと思えますけど、昨年度、中山間のフォーラムが太良のほうでございまして、そのときに草丈が伸びにくい雑草を吹きつけるというような工法で、そういう試験的な例に取り組んでおられるところもあるとお聞きはしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

そうですね、2月でしたね、太良町のほうで中山間の人・農地を考えるシンポジウムに私も参加させていただきました。そのときにあっと思ったのが、畦畔やのり面の除草作業の吹きつけ作業の工法をお聞きしました。これは高齢者ばかりではなくて、畦畔等の除草作業を

行われる作業の方にとっては新しいよい方法ではないかなと思いましたが。このような工法を個人さんなんですけど、農地の地権者の方々に勧めるようなことは行政のほうからはできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

その中山間のフォーラムのときにも各集落協定の代表者さん、あるいはそういう関係者の方が数百名お見えでありましたので、周知はされておるのかと思います。ただ、それを導入していくのかということは、各地区のお話し合いで決定をしていただいたほうがいいのではないかと思います。それと、特定の企業がこれをやっておりますので、うちのほうから御紹介ということはちょっとできかねるかと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

そうですね、特定の業者でしたから、その辺は私もちょっと引っかかったところだったんですけど、1つお伺いしますけど、そのフォーラムのほうで、この工法に関しましては個人のあぜの場合は中山間地直接支払制度ができて、農道や水路の場合は多面的交付金が利用できるというふうな説明を受けたんですけど、確認ですが、利用できるのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

まずもって中山間でできるのが畦畔だというのは、それはあくまでその集落協定の取り決めで、例えば、管理者がいないものを皆さんでそれを管理していくという中でその雑草対策に使われるのは別に構わないと思います。

それと、あと農道水路につきましては、現在もやっておられるように、多面的な事業で対処はできるかと思えます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

ありがとうございました。もう1つお尋ねしますが、農地災害等で復旧の際にブロック積

み、石積みを行われて、のり面等を現在もわら芝等で復旧をなされていると思いますけど、年間災害の多いときは何十もあると思います、少ないときは少ないかもわかりませんが、要するにまとめてのり面部をこのような工法を使用するようなことはできないのか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

議員がおっしゃっているのり面部と通常の農災——農地災害の畦畔に当たる部分につきましては、ごくわずかな部分であります。おっしゃるように、それをまとめて発注をすればいいのかという問題も、確かに吹きつけ工法ですので、プラントは10平米しようが1,000平米しようが同じプラントだと思います。確かに割安になるのかなと思いますけれども、そこは分担金がそれぞれ個人さんの分にかかってきますので、まだそこは導入できるかどうかちょっとわからないところであります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

確かに割高になるとは思いますが、その辺は分担金の件も問題視されると思いますが、後々の労務の軽減、事故防止ということも兼ねて、個人さんのほうとも話し合いをされて、新しいこのような工法を導入されていただければと思いました。市長に最後お伺いします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、地域の形がずっと変わってきているところでございまして、地域をどのような形で守っていくのかというのは非常に大きな課題になってきております。そういう中で、私どもとしてもこのため池、また畦畔等の工法等につきましても将来課題が出てくるということで、ため池につきましても今までなかったんですけども、市長会のほうに私どものほうから提案いたしまして、所有ため池、不在の場合のため池の管理につきまして、いわゆる負担をどうするのかということで、ぜひ国の負担を導入できるように考えてほしいという要望をしたところでございまして、これからもそういう方向で進んでいきたいなというふうに思っております。これにつきましても、私どものほうで最初に出した形になっておりますので、ほかの自治体も御理解いただくんではないかなというふうに思っております。

また、畦畔につきましてもさまざまな課題があっておりまして、ことしも農作業事故というか、この前も発生したわけございまして、大変心を痛めておるところでございます。そういう点で、できる限りやはり専門的に委託をしていただくようなことを各地域で考えていただいて、それについて私どものほうはどう考えていくのかというのが提案として上がってくれば検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

今後、地域の方と連携をとられて話をされて、時代に沿った新しい工法を取り入れて、事故等を防止していただきたいとお願いしまして、次の最後の質問に移りたいと思います。

次に、轟の滝公園の整備についてお伺いします。

嬉野市の観光名所、轟の滝公園は、春の桜の時期だけでなく、夏場は子ども連れで川遊びと年中通して地方からや、また外国からお客様が見えられています。しかし、現状の公園や滝見橋を見ますと、建造されてそのままの状態のように見えます。

1つ目の質問ですが、先月の週末に轟の滝公園に行って、外国のお客様方が川の中に入って岩場で水遊びをされていました。十五、六人の方々が楽しそうに遊んではいらっしゃいましたが、駐車場からおりる階段の手すりや転落防護柵等を見ましたら、もう塗装が剥げて、さびている状態になっているのもたくさんありました。このような状態をどのように思われるか、お伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

轟の滝公園につきましては、昭和41年に都市計画を決定して事業認可を受け、昭和51年より順次開設しまして、6.6ヘクタールの整備を昭和56年度に完成をしているところでございます。また、市街地に隣接する平地としては珍しい轟の滝を中心に、野球場、多目的広場、プールなどのほか、周回できる園路整備を行っているところでございます。しかし、供用開始から約40年が経過して施設の老朽化が進んでいるのは事実であるところでございました。以前も御指摘をいただきましたような形の中で予算を組みまして、大がかりな整備といたしまして、やはりトイレの整備を済ませたところでございました。また、いろんな課題もございまして、そこらについては順次、検討、整備を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

よろしく願いいたします。できれば早急をお願いしたいんですけど、また橋を渡ってから左岸側の公園のベンチ等も確認をしていただきたいと思っております。防護柵はもちろんさびてはいますけど、ベンチも築造されてからそのまま、高さ的にも子どもが座るぐらいの高さであって、とても外国の方々が見えられて使用するような状況ではないのではないかなというふうに私は思いました。嬉野の街のシンボルの公園といたしましては、あそこは皆様方が年中利用されますので、改修のほうをよろしく願いしたいと思っておりますが、課長のほうも御存じですよ、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

私も轟の滝公園につきましては、時間があるときにはできるだけ園路等含めて見に行くようにはいたしております。今、議員御指摘のように、手すりであったりとかベンチであったりとか、大分傷んでいるところもありますし、また園路についても若干雨で打たれて荒れているようなところもあろうかと思っておりますので、予算の限られた範囲の中で、少しずつでも整備をしていければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

早急にできればよろしく願いします。

続きまして、2つ目の質問に移りますが、3年前の6月議会、この一般質問で滝見橋の改修につきまして質問をいたしましたけれども、下流側にかかる塩田川の橋は他の事業等できれいに改修されている状況であります。滝見橋の改修のほうも近々していただけるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

以前も御質問に対して答弁したかと思っておりますけれども、都市公園につきましては、公園の長寿命化計画というのを策定いたしております。その中で、今御発言がありました滝見橋に

つきましても位置づけはいたしておりまして、一般的な塗装では長寿命化計画の対象事業に当たりません。ただ、30年とか、長きにわたってもつような重防食塗装等につきましてもは対象になりますというふうになっております。長寿命化計画につきましてもは、今年度、嬉野総合運動公園、みゆき公園のほうで取り組んでおりますので、順次計画の中には位置づけをいたしておりますので、轟のほうも取り組めるところにつきましてもは計画的に取り組んでいきたいというふうには思っておるところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

以前も申しましたが、滝見橋は嬉野のオルレコースの一部にもなっておりますので、早急に橋のほうの改修を行っていただきたいと思っております。やっぱり上から見ていますと、滝をバックにとか、橋をバックにして写真の記念撮影を外国の方々も撮られていらっしゃいます。やっぱり私としても前回このようなお願いをした人間として、やっぱりああいう状況を見ていますと早く改修をしていただきたいというのが強く思いましたので、本当に早急によろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の今回の一般質問を終わりたいと思っております。きょう申しました個人さんに対する縛り等もあると思われませんが、事故防止、災害防止のほうを今後考えていただいて、のり面にしろ、ため池に対しても、今後よろしく願いして一般質問を終わりたいと思っております。きょうはありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

これで川内聖二議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

13番梶原睦也議員の発言を許します。梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

議席番号13番、公明党の梶原でございます。傍聴席の皆様におかれましては、まことにありがとうございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、質問をさせていただきます。

今回は大きく、生活困窮者自立支援法について、子供の貧困対策について、ロタウイルスワクチン接種費助成についての3点を質問させていただきます。

平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行されました。本市においても失業や病気、障がい、ひきこもりなどの諸事情から生活に困窮している方は、数値にあらわれなくても数多くいらっしゃるのではないのでしょうか。有効な支援を受けられなければ、いずれ生活保護制度を利用せざるを得なくなるおそれがあり、早目の対策が必要でございます。

今回の法施行により、仕事や生活に困っていらっしゃる方の相談窓口としての機能はもとより生活保護に至る前段階からの支援体制ができたことは第2のセーフティーネットとしての役割に大きく寄与するものでございます。さらに子どもの貧困原因の一つでもある貧困の連鎖を断ち切る上でも、充実した事業の確立が求められます。

生活困窮者自立支援事業は、自立相談支援事業と住宅確保給付金の2つの必須事業と、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業の4つの任意事業がございしますが、本市における取り組みについてはどのようになされているのか、お伺いをいたします。

本市においては、社会福祉協議会に委託事業として生活自立支援センターを設置して相談に応じられておりますが、これまでの相談者の推移、自立への成果、また課題について、また他部署との連携、こういったものはどのようになされているのかお伺いをし、壇上からの質問といたします。

あとの質問は質問席より行います。

○議長（田口好秋君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

梶原睦也議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、生活困窮者自立支援法等についてのお尋ねでございまして、3点お尋ねでございますので、壇上からお答え申し上げたいと思います。

まず、相談者の推移はということでお尋ねでございしますが、平成27年度につきましては、自立支援相談者延べ件数は317件、相談実数は37件、うち自立支援申し込み件数は13件となっております。平成28年度につきましては、自立支援相談者延べ件数は383件、自立支援対象実数は35件、利用申し込み件数は12件となっており、ほぼ同水準で推移をしているというふうに考えております。

2点目の自立への成果と課題はということでございます。

自立への成果といたしましては、社会福祉協議会の生活福祉基金を利用して転職までの資金をつないだことにより家計収入が上昇したケースや、高校卒業後、ひきこもりぎみでおられました若者を親戚の方の協力を求め、自動車運転免許証の取得により就職へとつなぎつけたケースがあります。

課題としては、個々の世帯でさまざまな課題を抱えており、家計収支が悪い、新規就労ができない等の問題や世帯員間支援の課題もあります。また、個人の問題としては、病気や障がい等によりひきこもりになるなど、複合的な課題が浮き彫りとなってきています。

次に、ほかの部署との連携はということでございます。

福祉課におきましては、保護グループを中心に地域包括支援センター、障がい者自立支援

担当や障がい者相談窓口、家庭相談員等と随時情報の共有、連携をしております。それ以外の担当課ともケースに応じて情報連携を図っておるところでございます。また、精神疾患の方のケースにつきましては、精神保健及び障がい担当の保健師や生活保護就労支援員、障がい者就業生活支援センター支援員等で自立へ向けた自立支援ケース検討会を月1回程度開催しておるところでございます。

また、外部機関との連携といたしましては、年に2回センターが主体となりまして、生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催し、行政嘱託員、民生児童委員、地域コミュニティ、公共職業安定所、商工会事務局等の代表者と意見交換会を実施しているところでございます。

以上で梶原睦也議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

担当課にお聞きしますが、この生活困窮者自立支援事業の概略について、簡単でいいですからお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

まず、生活保護に至る前、あるいは保護脱却の段階での自立支援の強化を図るためにこの事業を実施いたしております。内容といたしましては、自立相談支援センターの相談支援員等が生活困窮者等から相談を受け、どのような支援が必要かを一緒に考えて具体的な自立支援計画を作成した上で自立に向けた支援を行うということで、その段階で相談あるいは情報提供、助言等を行うものであります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、今概略で述べられましたけれども、この事業の中に先ほど壇上で申したように必須事業としての自立相談支援事業、また住居確保給付金のこの2事業、これが必須事業であります。あと任意事業としては、就労準備支援事業、それから一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習等支援と、こういった任意事業があるわけですが、本市においてはどの事業を今、実際されているのかどうか、この点についてお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

生活困窮者自立支援事業につきましては、まず自立支援の相談支援事業、これが必須事業ですので、これで社会福祉協議会に委託をしてセンターを設立して相談業務に当たっているということになります。それともう一つ、必須事業の住宅確保給付金事業、これについても必須事業ですので、この事業も実施をいたしております。あと、任意事業として先ほど議員のほうから御発言があったとおり、就労準備支援事業、それから家計相談支援事業、それから一時生活支援事業、あと学習支援事業、任意事業がありますけれども、現在この任意事業の4つの事業については、当市では行っておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

その任意事業については行ってないということではありますが、中身的には、自立相談支援事業の中で当然この問題というのは出てくるわけですよね。この点について、実際次の段階に進むのに嬉野市は、要するに予算的な面でほかの任意事業についてはやっていないというふうに理解していいのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

相談支援事業が始まりまして、平成27年度から今年度で3年目を迎えます。この中で、今現状、相談を受けている中でいろいろと問題が出てきているわけです。その実績を踏まえた上で、今後は任意事業のほうについても検討はしていきたいというふうに思っております。

現状は、予算のこともありますが、3年間の実績を踏まえて検証して、取り組むかどうかということで検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今回、生活困窮者自立支援事業を取り上げたというのは、実際私もいろいろな方から相談を受けて、以前は福祉の窓口相談いただいたりとかしていた、今でもそうかもしれませんけれども、2年前にこの自立支援センターができてからは、ここにつなげばいろいろな形で

いろいろな分野において相談していただくという、実際そういうふうな形で今相談を現実
に受けた方がいらっちゃって、非常に喜んでいただいているんですけども、以前の形
でいけば市の福祉の窓口
に足を運んでということだったんですよね。もう一回、この点確認したい
んですけど。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

この自立支援センターができる前は、先ほど議員からお話があったとおり、福祉課の窓口
に来られて、障がい担当窓口とか、あるいは高齢者の窓口、それからいろんな相談を福祉課
のほうでそれぞれ関係する部署で相談支援に当たっていたということが平成27年度前という
ことになります。今現在はこの自立支援センターができたことによって、いろんな方々から
相談を受けられる体制は整っているのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今話がありましたように、私もそういう意味ではこの生活自立支援センターができたとい
うのは非常によかったなと。以前、私はこのことについては生活困窮ということで税の滞納
等があれば弁護士につないだりとか、そういう根本的な形での取り組みをぜひ、行政もそう
いう取り組みをしてくれということで、今税の相談等も滞納に関しては次に弁護士につなぐ
とか、そういうこともされているわけで一歩進んでいるのかなと思うんですけど、この自立
センターができたことによって、そういうところも含めての、先ほど言いましたあらゆる分
野でここで相談できるというのが一番いいことだと思っているんですけど、実際この設立の
趣旨というのは、私いつも言うのは、生活保護に陥らないような対応をすべきだと。しかし、
どうしても生活保護を受けなければいけない方に対しては、生活保護のところ
で最後のセーフティーネットということで救っていくと。

しかし、そこに行かないような形での第2のセーフティーネットということで、自立支援
に向けた形ができたというのは非常によかったなと思っているんですけど、ただ、そこに自
立支援していただくというのは本当に大事なことなんですけど、逆に言えば、生活保護に、
本当にどうしようもない状況の中の人にも自立を進めるとい
う、そういうことにはならないようにしなければいけないなど。そこら辺についてどうですか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

確かに、生活保護の前段階といいますか、生活困窮者の対応ですので、その前に自立を促すということで、なかなか自立ができない方について自立をしていただくということで、どうしても病気とか、そういうことでなかなか自立に迎えない、あるいはひきこもりの方、そういった方々もいらっしゃいます。ただ、ひきこもりについては、5月に佐賀県ではひきこもり地域支援センターなるものができております。そういった意味では、そことの連携を図りながら、年齢がいった方でも対応ができるような状況が整っておりますので、生活保護に至る前の方については、なるべくそういった形で他の機関とも連携を図りながら支援をしていく、相談の充実を図っていくということで考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

この自立支援センターという名前があるぐらいですので、自立に向けた相談窓口と。しかし、現実にはそういった形、先ほどこの相談もかなりいっぱい来ているということで、現実にはその部分だけじゃなくて、今非常に厳しい状況に、極端に言えば、行き詰まってから相談に来られる方もいるでしょうし、事前にそこまで行かないような形での相談に来ていただければいいんですけど、ここら辺が非常に難しく、この自立支援センターというのは、自立だけのことじゃなくて、生活相談全般みたいな、現実、今そうだと思うんですけど、それで、そういう支援センターのあり方ということで捉えていいのか、その線引きをどこに置くかというか、例えば、極端に言えば、もういよいよどうすることもできなくなって生活保護まで来た方がここに相談しに行っているのか、そういう方は福祉の窓口に行くのか、そこら辺の線引きというのは実際あるんですかね。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

この自立支援センターにつきましては、いろんな方がいらっしゃるかと思います。それで自分自身がどうしても就労ができないような状況になったとか、あるいは生活が苦しいということで、その方々については皆さん相談をしていただいて結構だというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。そしたら、そこの自立支援センターを総合的な窓口として捉えていいということでは捉えたんですけど、そしたら実際、今この自立センターで業務をしている状況、人数も含めて、この辺はどのようになっていますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

自立支援センターにつきましては、現在配置している職員、うちのほうが社会福祉協議会に委託しておりますけれども、主任相談支援員が1名、それから相談支援員と就労支援を兼務されている方が1名、合計の2名で相談業務を行っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今、社協のほうに委託しているわけですけど、現状としてはこうと、実は私もお話しは伺ったんですけども、実際、今相談がこれだけ来ている中で、このセンターのもう一つの業務として、実際足を運んで相談に来られる方というのはまだいいと、しかし、もう自宅に閉じこもってしまってひきこもりみたいな形で、どうしても外に対する相談ができない人というのも当然いらっしゃるわけですよ。そういう人のためにアウトリーチでそこまでやりたいと、実際はそういう方もいっぱい——いっぱいかどうかわかりませんが、いらっしゃるの事実と。そういうところに足を運んで、例えば、民生委員さんとかその地域の方から、こういった方はこういう状況ですよと聞いたときに、こっちからその方が来るのを待つんじゃないかと、こっちから進んでそういったところに足を運んで相談する業務まで本当はやりたいというか、業務としては入っていると。しかし、今おっしゃった2名、実質1名の方で相談対応をされているみたいなんですけど、これでいいのかなと非常に思ったもんですから。

今、逆に言えば、行政の肩がわりをここにしてもらっているわけですよ、社協のほうにですよ。今までは先ほどおっしゃったように2年前はそれが全部市役所の窓口に来ていたと。それをこの形態でこのまま続けていっていいのか、もうちょっとここに関しては充実しないといけないんじゃないかなと私は非常に思ったもんですから、その点については——市長ですよ。市長いかがですか、この辺については。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆるネットワークのことについてお話しいただいていると思いますけど、私どもとしてもできる限り連携をしながら取り組みをしていきたいと思っていますけれども、やはり社協あたりさんといつも連絡をとりながらしているわけでございます。やっぱり現場のことをよく知っておられる相談員さんが的確な情報をつかんでおられるわけでございますので、そういう方々と組織的に連携しながら対応できればいいんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

この問題に関しては、介護福祉、こういったことを全て含んだことなんですけれども、実際、生活保護といったら、またやみたいな話をされる人もいますけれども、実際こういった弱者の対策というのが行政の役割としては、本当に力のない人に手を差し伸べるというのが非常に行政の役割としては大事なんじゃないかなというふうに私は常日ごろから思っています。当然、法にのっとったきちとした形での対策ではありますけれども、そこら辺についてももう少しですね、今から力を注いでいかなければいけないんじゃないかなと思って、毎回こういった質問をさせていただいております。

生活保護と——生活保護ばかりいったら、少ない年金で生活している人もいるのにみたいな話になりますけど、これはあくまでも立て分けて考えるべきでありまして、生活保護と年金の生活は全く別物で、それが足りなければ年金のほうをきちっと対応するということでもありますので、この生活保護に、もちろん至らないような自立というのも非常に大事だと思います。そこら辺については行政の役割としてしっかり今後ともやっていただきたいというふうをお願いして、また、この自立支援センターに関してはもう少し対応ができればなという思いもありますので、その点お願いしておきたいと思います。

以上で生活困窮者自立支援については終わらせていただきます。

続きまして、これは先ほどの分と関連はするんですけれども、子供の貧困対策についてということで2点目を上げさせていただいております。

嬉野市における子どもの貧困に対する考え方については、まず、市長はどのように感じておられるでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

嬉野においても非常に厳しい環境におられる子どもさんがおられるというのは十分承知をしているところでございまして、先般、調査等もさせていただいたわけでございますけれども、やはり経済的な問題が一番大きいというふうに思っておるところでございます。

また、その他のいわゆる住居の課題とかいろいろございますけれども、経済的に貧困状態にあられるということが全ての原因になっているのではないかなというふうに思っておるところでございます。以前から私としては、そういう方々にできるだけ機会均等ということが出来ますよというところで、いわゆる学校塾にしましても、それから辞書の配付にいたしても、できるだけ均等にということで取り組んできたわけでございますので、できるだけそういう点は配慮をしながらしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

同じく教育長に、同じ質問で嬉野市の子どもの貧困に対する考え方というのを伺いたしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思います。教育には、いわゆる貧困とか、豊かさというものはあってはならないというふうに思っております。したがって、教育の全ての分野において子どもたちは平等に均等に教育を受けるというのが原則だというふうに思っております。そういった形でいろいろな施策を進めている現状です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、今貧困に対する数値というのが、日本の相対的貧困率というのは先進国の中では最悪のレベルと言われております。全国でいけば16%前後で推移しているわけですが、6人に1人が相対的貧困ということで今、日本自体、全国的にそういう状況ということでございます。さらに、ひとり親世帯に限って言えば50%を超えているということで、非常に子どもの相対的貧困ということに今注目されているわけでございます。こういったことに対する対策というのをとにかく今急いでいかなければ、ますますこの格差が出てくるんじゃないかなというところでございます。

そういう中で、本市の貧困率というのは、今どれぐらいあるのか、伺いたしたいと思います。

す。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

子育て支援課では、昨年度の末になりますけど、アンケート調査を実施しております。アンケートの調査の集計とか分析に当たっては、うちとしては生活困難という視点から幾つかの要件を設定した上で、世帯の判別を行いました。

数値でいいますと、生活困難世帯率として出た数字が17.4%、ひとり親世帯に限っていえば約50%という数字が出ております。これは先ほど議員が言われました内閣府の調査の数値と大体似通ったような数値結果として出ております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今、課長が言われましたように、当市においても国のレベルと同じぐらいということですよ。先ほど言いましたように、ひとり親世帯に限っていけば50%を超えているというような状況で、本市においても約50%ということであります。

嬉野市においては、一昨年ですかね、ひとり親子育て世帯応援給付金、こういったものを創設しまして、今ひとり親世帯の基準があるんでしょうけれども、そういうところに給付金を毎月7,000円ですかね、そういう形で年に2回という形で——年に2回じゃないですかね。4月と10月ですよ。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

例えば、前期、後期と分けまして、4月から9月分を10月に支給をして、10月から3月分を4月に支給をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ということでされているわけですがけれども、それを今2年、丸1年ですかね、今。（「28年度から2年目」と呼ぶ者あり）それをやったその反響というか、そういったものはどうで

しょうか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

28年度の実績につきましては、この給付金の対象に該当される方が全部で48世帯いらっしゃいまして、その48世帯の全ての方に給付ができておる状況です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

給付は当然、該当者に給付されるんでしょうけど、その反応というか、そういった声が上がっていないかどうか、その点についてはどうでしょうか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

実際その給付を受けてからの反応だろうということでしょうけど、直接、受けた方からの感想といいますか、そういったところは私のほうは聞いていない状況です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ぜひこういった、特に新しく新設したものに関しては、その推移というか、そういうこともしっかり聞いていただいて、これで金額的という意味じゃなくて、これで足りない部分があれば、またどういう形での支援ができるとか、そういったこともやっていかないといけないんじゃないかと思います。しかし、ほかの自治体に比べて、そういう意味では嬉野市は一歩進んだ事業をやっているわけですので、ここら辺については充実させていっていただきたいと、そういうふうにあります。

先ほど生活自立支援センターの話をしましたけど、ここら辺との連携も子どもの貧困対策を含めてやっていかないといけないんじゃないかなと思います。先ほど任意事業の中で学習等支援事業と、こういうのもあるんですけど、嬉野市はこれには該当していないということでありましたので、そういったことも含めて、子どもの貧困対策も含めて自立支援センターとしっかり連携もっていただきたいというふうにお願いしておきます。

それでは、子どもの貧困については、本当にいろいろさまざまな対応をもっともっと幅広

くやらないといけないんですけども、全てをここで言うわけにはいきませんので、そういった貧困対策についてはしっかりと取り組んでいただくということをお願いしておきたいと思います。

続いて、学校での対応ですけれども、子どもの貧困対策を進める上で、学校現場の中で一番身近にいる学校の先生というのが一番子どもの状況がわかるということで、非常に気配り等が大切だと思いますけれども、教育長、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

学校での対応といたしましうか、貧困対策でございますけれども、3月の議会のときも芦塚議員の答弁でも申し上げたのではないかと思いますけれども、学校の場合は学級費の滞納でありますとか、給食費の滞納、あるいは部活動をしていらっしゃる子どもさんについては部活動用品の購入等の滞納ですね、そこら辺が一番見えてくる部分でございます。したがって、そういうものを総合的に判断をして、いわゆる学年主任なり教頭、校長で相談をしながら、そして部活の場合は顧問が入りますし、そういうところで本当に子どもが安心して生活できるようにというふうなことで紹介するのが準要保護認定の紹介ですね。したがって、そういう準要保護の紹介をして、あるいは、どうかした保護者にとってはそういうのには頼らないでやりたいという方もいらっしゃいますので、そこら辺が非常に微妙なところもありますけれども、学校としてはその一本が一番頼りになる部分でございますので、そちらのほうの紹介をしながら対応して、そしてあとは地区の民生委員さんあたりとの連携を組んで、そして教育委員会のほうに準要保護申請を上げていただくというふうな形にしております。

大体まとめて3月末ぐらいに審査をするわけでございますけれども、やはり昨年ぐらいから月の定例教育委員会の前に必ず1件ないし2件あたりは上がってまいります。そういう中では、やはり先生方も随分見ながら観察をして、そしてよく民生委員さんと連絡をとっていただきながら上げていただいているんじゃないかなというふうなことを思っているところで。そういった対応をしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。今、教育長のほうから準要保護についても話がありましたけど、この点についてはまた後でしっかりやりたいと思います。

そういった中で、学校の先生と地域ということでお話が教育長のほうからありましたけど、もう一つ、スクールソーシャルワーカーの役割というのが非常に大事になってくるんじゃない

いかなと思うんですけど、市内においてのスクールソーシャルワーカーの動きというか、状況というか、ここら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答え申し上げます。

スクールソーシャルワーカーさんは、今県費と市費とお二人入ってもらっております。今一番スクールソーシャルワーカーさんが活動しているのは不登校の家庭に行ってもらって、子どもたちの状況とか保護者の状況とかを把握してもらっている、登校を促しているという仕事を一番メインにやっただいております。その中で、子どもたちの家庭の状況とか等々も当然わかってきますので、そういうところで情報があれば校長先生のほうに伝えていただくという形になっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。そしたら、スクールソーシャルワーカーについては、嬉野市としては足りている状況ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

スクールソーシャルワーカーを初め、相談員さん、支援員さんというのは、やはり足りているかと言われれば、これはとても足りていると断言はできません。当然、子どもの数だけ人がおったほうがいいわけですので、しかし、財政的なもの、予算的なものもございまして、限られたところではございますけれども、その中で精いっぱいやっただいていてという状況でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。なかなかまだまだ足りない部分があるということだけは市長のほうも伝わったと思いますので、よろしく願いしておきます。

そしたら、前後して本当申しわけないんですけども、この貧困対策の中で、これも一部になるんですけども、給食費の無償化ということで、以前提案もさせていただきましたし、そのときに市長としてはそういう方向性も考えているという御答弁もいただいたわけですが

れども、その後、この給食費の無償化については、直接給食費の無償化だけで貧困対策ができるかということではありませんけど、その一部ではあるので、私としては無償化というのもぜひ導入していただきたいという思いで以前も質問させていただきました。こういうことについて、市長はその後どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

給食費につきましては、やはり私としては方向性としては無償化に持っていきたいということで随分検討をしておるところでございますが、ことしもぜひ取り組みたかったわけですが、財政的な課題があつて、形は変わりましたけれども、これからまた給食委員会を開いていただきますけれども、今回の主食の提供ということによりまして、給食費の幾らかの負担の減というのは確実になるわけでございますので、その点で考えておりましたことについては一部取り入れることができたというふうに考えておるところでございます。

これからも、いわゆる将来の課題として抱えておりますので、いつの時点かにぜひいろんな形で給食費の無償化ができればいいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

当然、財源の問題があるわけですので、軽々に判断できるものではありませんけれども、ぜひ方向性としては本市も無償化ということで進めていただきたいということを希望いたします。

続きまして、先ほど教育長のほうから話がありました就学援助制度についてお伺いしたいと思います。

この就学援助制度というのは、低所得世帯にとっては本当に大きな心強い制度でございます。その概要について、またここで伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

ことしの3月31日付で文科省のほうから要保護児童生徒援助費補助金についてということ で新入学児童・生徒への入学金のほうの支給額が、小学生が2万470円から……（「就学援助制度についてどういうものか、今回の分じゃなくて、それは後でやりますので、就学援助

とはどういうものかというのを聞かせてください」と呼ぶ者あり)

○議長（田口好秋君）

教育部長、続けてどうぞ。

○教育部長（大島洋二郎君）続

失礼しました。就学援助というものは、生活保護に準用する生活に困窮していらっしゃる方への援助ということで理解いたしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。先ほどおっしゃった後の部分は後でやりますので、そしたら、嬉野市の就学援助率、これについては今何%になっているのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

要保護と同額となっております。

以上でございます。（「率」と呼ぶ者あり）率100%。（「援助率ですよ」と呼ぶ者あり）援助の生徒さんに対するですか、対象者に対するですか。（「いやいや、就学援助率です、全体の数に嬉野市の援助——学校教育課長わかりますか。すみません、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答え申し上げます。

要保護と準要保護がございますけれども、要保護対象の児童・生徒数は現在、小学生で2人、0.15%です。中学生は該当者はありません。それから、準要保護は小学生で20人、全体の1.47%、中学生は14人、全体の2.1%となっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

この就学援助の中身、先ほど概要を簡単に言われましたけれども、要保護と準要保護があるわけですね。この要保護者に関しては、国の基準の中で生活保護という、そういった基準があるわけですが、この準要保護に関しては、要するに市町村が決めるわけですよ

ね。一応この点はもう一回お伺いしたい。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

準要保護についてでございますけれども、手続上は校長先生と、それから民生委員さんの御意見を聞いた申請書を出していただいて、教育委員会にかけます。そして、そこで慎重に審議をして、そして家庭の状況等を勘案して、補助対象にするかしないかということ进行判定しております。ですから、そういった点ではやはり中身の1カ月の収入状況、それから支出状況、特にやはり学童保険であるとか、保険類が非常に欠けてとか、それから車のローンがあったりとか、いろんなケースもあります。しかし、子どもが本当に安心して学校に来られる状況はどういう状況であるのかということが最後の判定材料になってきておりまして、そういうことでいろんなケースによって違いますけれども、慎重審議をして認容するかしないかということを決めている状況です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。先ほど言いました要保護に関してはいいと、準要保護に関しては各自治体によって決めていくと。当然基準があるわけですね。基準があるわけですが、その基準があっても自治体によって大きく開きがあるんですよ。だから、嬉野が物すごく低いとか多いとかということは置いておいて、実際この数値だけでいけば、申しわけないですが、若干この資料が古いので、4年ぐらい前の資料なんで申しわけないですが、佐賀市においては、この基準の出し方が5%、10%、15%、20%と出すんですけど、今、嬉野市が2.1%とかおっしゃいましたけど、5%以内ということですね、基準の範囲内でいけば、5%、10%、15%があつて、この県内の市別で見れば、先ほど言ったように平成25年度なんですけれども、佐賀市で20%未満、唐津市で15%、鳥栖市で10%、多久市で10%。10%ですから、5%から10%のあい中ということですね、10%の場合は。

武雄市で10%、小城市で15%、鹿島市で10%で、嬉野市が5%、神崎市も5%なんですけれども、町でいけば、基山町、上峰町、みやき町とこの辺がずっと10%で、大町町が15%。これを見たときに、嬉野市がちょっと低いなと思ったんですね。この判断基準がありまして、嬉野市においては、いろいろな基準の中でかなりの項目でこの基準を設けてあるんですけれども、その基準がいろいろあるんですね。市町村民税の非課税の世帯とか、国民年金の保険料の免除とか、いろいろあつて、個人のこととかいろいろあつて、生活保護の何割までの世帯は出しますよとか、いろいろあるんですけど、その基準は自治体によって選別という

か、これを使って嬉野市はやりますとか、そこら辺のどの基準を使ってというのは、自治体で決めることができるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

これまでの判定基準ですけれども、嬉野は文字化した判定基準は持ってはおりませんけれども、例えば、ある市になりますと申請さえすれば通るというところもあります。しかし、嬉野の場合は、やっぱりこの時点では頑張ってください、子どもを出していただくかというようなことも判定をして、あと二月ぐらいちょっと見てみようとか、そういう判定の仕方も時々はしております。それから、やはり収入と支出の関係、世帯の数等もありますので、そういったものを画一的にやっているんじゃなくて、やっぱり先ほど申し上げましたように家庭の状況を本当に見ながらやっているということです。そういった点では非常に表現しにくいですが、そういったところを見ると、今割合をおっしゃいましたけれども、ここ数年の比率を見ますと、29年度の3月は申請者が36名、28年度が42名、それから27年度が37名、26年度が41名、25年度が47名ということで、平均しますと大体40名から45名のあい中ぐらいに、年々ここ七、八年振り返ってみても来ている状況であるのではないかと思います。

ですから、うちの場合は出せば通るということじゃない部分もありますので、一概に他の市町村と比較をすることはできないんじゃないかと思います。一説によると、嬉野は厳しいという話も若干ないわけではないという感じは持っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今、教育長のほうから、嬉野は出せば全部受け入れることはないということでありましたけれども、それは当然そうだと思います。ただ、この基準がそれによって本当に必要なところに行っているのかどうかというのを立ちどまって見ていただきたいなということで、今回今やっていることがおかしいとかということではなくて、そういうことは当然それぞれに自治体独自の基準があるわけでしょうから、それにのっとってやっているんでしょうけれども、ちょっとほかの自治体の分も見て、一旦立ちどまって見る必要もあるのかなと思って、今回提案させていただいたということは御理解していただきたいと思います。申請者全てに支援をせろということではありませんので、ただ、逆に言えば、漏れている人はいないのかなということで今回提案させていただきました。

もう一点、先ほどおっしゃった基準がいろいろあるんですけれども、今度、広報の面でこ

ういった就学支援制度がありますよというのを対象者である子どもさん、親御さんでしょうけれども、それを周知徹底するやり方というのもまた自治体によって違うんですね。基本的に教育委員会のホームページにこの制度を掲載しているということは大体ほかでもやっているんですけども、例えば、自治体の広報紙等にこれを掲載しているかというのはある程度あるんですけど、嬉野はそういうことはやっていない。——今現在わからないですよ。今現在やっているかやっていないか、4年前の資料ですので。そこは嬉野市としてはやっていないと。いろいろあって、入学時に学校で就学支援制度の書類と一緒に添付したりとか、そういう説明をしたりとか、ここら辺については嬉野市では行われていないけれども、ほかのところでは行われていると。こういったところに関しては、この制度があるというのはもうちょっと周知徹底していかないと、本当に必要な人、先ほどの話ではありませんけれども、本当に必要だけれども、手を挙げない人もいるわけですよ、中には。最初に教育長がおっしゃったように、必要だけれども、私は遠慮しますと。もちろんその方はそれで、そういう人に強引にする必要はないんですけども、一番大事なのは、本当に必要なところにこういった支援制度が及ばない、こういう形のもの改善していただきたいということをここでお願いしたいと思うんですけど、この点について教育長、もう一度お願いします。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

周知徹底については、入学式等のときに全員に配ってこういう制度がありますということは紹介しておりますので、ホームページあたりにも、今後載せることも必要ではないかと思っておりますので、そういう部分に向けてお知らせはきっちりやっていく必要があるというふうに思います。

それから、あと、やっぱりよそから転校されてこられたときあたりのケースが、途中で転校生がありますので、だから、入学式とかなんとかに間に合った子どもさんはいいんですが、そうじゃない方に漏れるケースがありますので、そこら辺についてもやはり配慮が必要のかなと思ったりしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今、教育長のほうが非常に大事なことを言われて、私もそれ言おうと思って忘れていたんですけど、よそから支援を受けた方が嬉野に来た場合は、嬉野の対象になるかどうかといったら、またその基準があるので、外される場合もあるわけですよ、逆に言えばですよ。そういったことで、きめ細かな対応はしていただければと、これは要望しておきます。

次に行きます。最初に教育部長がおっしゃっていた——すみません、そこは終わったですね。今回の新たな制度について。

ここまで今聞いてきた分に関して、就学支援の準要保護、ここがポイントになっているんですけども、今回、就学援助の中に入学準備の費用というのがあるんですよね。ランドセル等の入学児童・生徒用品の購入ということで、これまでは基準があって、入学前の子どもたちというのは学用品の保護の支給という部分でいけば交付要綱があって、小学校入学を含まない児童または生徒の保護者ということですよ。対象者が小学校入学前を含まない児童・生徒ということです。入学準備費用の分がですね。今回、平成29年、ことしの3月31日付で要保護児童生徒援助費補助金要綱というのが改正されまして、就学援助要保護児童の——要保護児童ですね、準要保護じゃなくて。要保護児童のランドセル等の購入費については、倍増しますよと。そして、その支給対象者というのがこれまでは児童・生徒だったわけですよ。それを新たに就学予定者まで加えたということで、簡単に言えば、入学準備のためのランドセルを買うのに今までは児童・生徒になってからしか支給しませんということだったので、とりあえず自分で買って置いて後からそういう援助をいただくと。しかし、この制度がことしの3月31日付でできたということで、ことしは間に合わないですよ、来年度はですね、事前にその分の費用は出しますよということになったわけですよ。これで教育長よろしいでしょうか、説明。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

議員御発言のとおり、入学前ということになっております。したがって、うちの場合はことしは4月3日に支給をしております。しかし、というのは、随分話をしたところでもございました。というのは、それよりも前に、入学準備はもっと前から準備をするわけですね。ですから、その際に間に合うようにやろうかという話もあったんですけども、今度はもらってそのまま転校されたら困るというふうなこともあって、ぎりぎり4月1日に近いような日にちに設定するべきじゃないかということで、ことしは3日に、というのは土日が4月1、2日、土日でしたね。ですので、3日に支給をしたという形をとらせていただいたところでございます。本当は入学準備金ですから、もっと前に前倒しをしてやるべきが本筋かもわかりませんが、そこら辺についてはまた今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。とりあえず嬉野市はどうしていたか私はわかりませんが、この要保護の子どもたちについては、先ほどの生活保護の部分でそういった措置をしているところもあるわけですね、事前に。嬉野市の場合は、今の教育長の話でいけばやっていないということに理解してよろしいのでしょうか。（発言する者あり）していませんね。（「していません」と呼ぶ者あり）

わかりました。そしたら、それはそれでいいんですけども、今回この制度ができて、入学前にこの費用は使えますというのは、あくまでも要保護児童だけと。この新入学児童生徒学用品費というのが倍増されまして、小学校でランドセル費用の購入費ということで、2万470円が4万600円ということで、中学校が2万3,550円から4万7,400円と。中学校はもういいんです——いいというか、就学前ということはここに入ってこないんですけども、こういって、この倍増された——ここは倍増されたんですかね、市においても。この点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

この点につきましては、仰せのとおり、小学生2万470円が4万600円に、中学生2万3,550円が4万7,400円に増額いたしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ということで、この新たな制度ができたんですけども、何度も言いますように、これはあくまでも要保護の児童・生徒と、そしたら準要保護はどうなるのかとあって、先ほどの話に戻るんですけども、準要保護に関しては、自治体の裁量でやるわけですね。これについては、嬉野市としてはどういうふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

要保護と同額を既に4月3日のほうでお支払いをいたしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、対応としては、来年度からは先ほど今後話すということなんですけど、これは絶対そういうふうにしななければならないということではないんですか、ここの部分に関して。準要保護に関しては理解できるんですけども、要保護に関してもそういった、先ほどおっしゃった4月、新年度ということでやるのかどうかというのも自治体で判断していいのか、国の制度として前もってこれはつくったんであくまでも入学準備金として使ってくださいよというふうになるのか、この点についてはどうなっているんですか。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

就学予定者の支給についてですので、要するに、私どもは義務教育が円滑に行くようにということでそういう制度になっていると思いますので、できれば前向きに、今よりも前向きにしたいというふうに思いますけれども、ただ、心配ごともあるわけですね、先ほど言いましたように。そういう部分を十分確認しながらしていく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。そこら辺は現場のあれで対応していただいて、ただ、本当に困っている人に早目にやりたいというのがこの趣旨でしょうから、そういったことを踏まえてやっていただきたいと思います。

それと同時に、先ほどの話じゃありませんけれども、この準要保護に関しては、認定も、またこの新たなランドセルとかいうのも自治体が負担するわけですので、そういう意味では自治体としては、言い方は悪いですけども、お金がかかるようにはやりたくないというのが、ある意味自然な流れですけども、先ほどの話に戻りますように、本当に必要な人の支援が滞らないような形でこの点についてはぜひ教育長お願いしておきたいと思いますが、答弁お願いいたします。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

義務教育が本当にスムーズに順調に行きますように、私どもも前向きに検討させていただいて、対応したいというふうに思っています。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

最後に、ロタウイルスについて質問をさせていただきます。

このロタウイルスについては、ことしの3月13日から3月19日、こういう定点で速報値を出しているわけでありましてけれども、佐賀県においては全国4番目の数値となったということでありましたけど、本市の状況はどうだったのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

佐賀県の感染症発生动向調査週報によりますと、平成29年第11週の数値なんですけど、嬉野市で杵藤の保健福祉事務所管内での数値なんですけれども、定点が15というふうになっています。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

すみません、ちょっと前後して申しわけないです。このロタウイルスというのはどういうものなのか、ちょっと説明だけしていただけます。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（諸井和広君）

ロタウイルス感染症についてのお尋ねだったと思います。

お答え申し上げます。

乳幼児時期にかかりやすい病気ということで、冬から春にかけて流行し、嘔吐や下痢などが主症状ですけれども、まれに重症化することがありますので、効果的な予防法としては、やはりワクチン接種のほうが効果的だということになっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今説明がありましたけれども、この予防策として、ロタウイルスワクチンというのがあります。

まして、国内で使われているワクチンというのは2種類あります。生後6週間から32週の間で2回接種するロタリックスワクチンというのがあって、これが2回接種するワクチンで、1回当たり1万5,000円前後ということです。これは自己負担ですよ。

もう一つの種類がロタテックワクチンというのがあります。これが3回接種するワクチンです。これが1回1万円前後と、これを3回接種するわけですね。だから、3万円近くかかります。これが高額になるということで、経済的な話になりますけれども、非常に厳しいというのが現状であります。この接種をするのにですね。この辺について、担当課としてはそれでよろしいのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

先ほど申されたとおり、接種にはかなりの費用がかかります。現在のところ県内で1つの市が接種を実施しておりまして、大体費用額の3分の1程度、ロタリックスのほうで5,000円、ロタテックのほうで3,300円の助成をしておりまして、その市の27年度の実績で273名の助成実績があるというふうにお伺いしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ありがとうございます。ちょっと私今回そこまで調べていなかったものですから。

他自治体によって3分の1と、50%程度やっているところも当然ございます。そういった中で、市長、嬉野市はほかの自治体に比べていろいろな形で健康福祉に関しては本当に先進的な取り組みをずっとされてきていると私は思っております。そういった中で、ピロリ菌等、今ABCでやっていますけど、そういったこととか、肺炎球菌とか、本当に他自治体よりもいち早くそういったワクチン、また予防、医療ということに力を入れてきたわけありますけれども、先ほどの子どもの話じゃありませんけれども、今後、嬉野市を担っていくこういった子どもたちの命もしっかり守っていかなければならないという中で、この予防接種においても市独自の助成制度というのを考えられるのかどうか、この点について市長にお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このロタウイルスのいわゆるワクチンにつきましては、もう既に勉強もしたところでございまして、小城市さんですかね、やっておられる情報としては把握をいたしておりますけれども、結局ほかのワクチンと少し違うのは、一回かかっても治るとまたかかる可能性があるというふうなことでございますので、どういうふうな形がいいのか検討していきたいなというふうに思っておりますけど、ただ、一回かかりますと相当の医療費もかかりますので、ワクチンで済めば子どもたちの体のことを考えても非常にいいのではないかなと思っております、これもことし一応考えはしたんですけど、予算的なこともありまして見送ったというふうな状況でございますので、引き続き検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

本当に、今国保財政も非常に厳しくて、医療費を抑制するというだけでいけば、根本的なところはいろいろあるんですけども、とりあえず自治体でできるのはそういった予防策ぐらいしかないんですよ。あとは税を上げていくとかということしか、それもしかし限界があるので、自治体でできることはしっかりやって対応をしていくべきでありますし、一番大事なのは、嬉野の市民の命を守るというところに立ってやっていただければと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

これで梶原睦也議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで15時まで休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後3時 再開

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

4番増田朝子議員の発言を許します。増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

皆さんこんにちは。議席番号4番、増田朝子でございます。傍聴席の皆様におかれましては、まことにありがとうございます。

本日最後の登壇となりました。最後までよろしく願いいたします。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をいたします。

今回の質問は大きく3つ、1点目、福祉について、2点目は太陽光パネル設置について、3点目は職員のストレスチェックと職員の人事についてです。

まず、1点目の福祉についてです。

2000年、平成12年4月に施行された介護保険法、それ以前は市町村による支援の措置制度でありましたが、ふえ続ける高齢者の方々とそれによる福祉費用の増加によって自治体財政が圧迫されたことで確実な財源確保を実現するために介護保険が制度化されました。この介護保険法は、これまで2005年、平成17年、2011年、平成23年には地域包括ケアシステムの実現をと大きく改正されました。そして、2015年、平成27年には地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化の実現を図るための大きな改正が行われました。

そこで、お伺いいたします。杵藤地区広域市町村圏組合でも第6期介護保険事業計画が27年3月に策定されています。地域包括ケアシステムの構築の実現に向けて、これまでの要支援1、要支援2の方が利用によっては一部介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）へ、平成30年4月1日には完全に移行することになります。市民の方にとってはなかなか理解しづらい総合事業について、市としての認識とお考えをお伺いいたします。

壇上からは以上で、再質問とあとの質問は質問席からさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

増田朝子議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、福祉全般についてでございますけれども、1点目の介護予防・日常生活支援総合事業についてでございますが、総合事業の認識を伺うということでお答え申し上げます。

従来からの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供された専門的サービスに加えまして、住民全体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市の独自事業や民間企業等により提供される生活支援サービスも活用して、要支援者等の能力を最大限生かしつつ、要支援者等の状態に応じたサービスが選択できるよう体制を整え、その利用促進を図っていくことが重要だというふうに認識をしているところでございます。

以上で増田朝子議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ありがとうございます。

総合事業について2年前ぐらいから結構新聞紙面とかで要支援1、2の取り扱いが変わりますということであっていたんですけども、担当課にお伺いしますけれども、この介護予防生活支援サービス事業というのが、総合事業なんですけれども、利用者の方からすれば、現在要支援1、2の方とかおられますけれども、利用の仕方とか、これまでと今後違いがあ

るのか、お尋ねします。どういった違いがあるのか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

介護保険の申請をまずいたします。申請をして介護保険の要支援1、それから要支援2、それから要介護1から5までの7段階に認定をされます。その中で要支援1と2に認定された方、そういった方々については杵藤地区では平成29年度から介護予防の訪問介護、それから介護予防の通所介護が総合事業、今までの介護保険サービスから地域支援事業ということで、その事業に移るということになります。そのほかの例えばデイケアに行ったりとか、あるいは福祉用具を購入したりとか、福祉用具の貸与をしたりとか、そういったものは今までと変わらず、介護保険のサービスで実施をされるというふうになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今回の総合事業ですけれども、今御答弁がありました訪問型サービス、いわゆるホームヘルプサービスですね、そのことと通所型サービス、デイサービスは総合事業に移行するということの確認と、これまでありましたリハビリテーション、デイケアはこれまで同様、介護給付のほうでということですのでよろしいでしょうか、確認です。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

先ほど議員の御発言のとおり、訪問介護と通所介護が介護保険のサービスから総合事業に移行をすると、その他のサービスについては今までどおりの介護保険のサービスを受けれるということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それでは、利用される方からすれば、これまでと全然変わらないという認識でよろしいでしょうか。私がこれを認識させていただいたのは、財源というか、それがこれまでと介護給付のものと予防給付のもので財源が変わるだけで、利用者の方からすれば全然変わらないと

認識してよろしいのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

先ほどからお話をしているとおり、訪問介護と通所介護、要支援1と2の方、その分については今までの現サービスから総合事業ということで、地域支援事業に移るということで、財源的な問題と申しますか、それもありますけれども、もう一つ、利用される方が今後訪問介護とか通所介護を利用する場合については、今までの保険のサービス、基準額が決まっておりますけれども、27年度は基準額というか、単価は一緒になりますけれども、今後、その基準額が単価が安くなったりとか、あるいは人員基準とかが変更になりますので、それでサービスに対する単価が若干安くなるということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それでは、利用者の方からすれば、一部利用料とか単価的に安くなるということで理解してよろしいですね。はい、わかりました。

それでは、地域包括ケアシステムですけれども、平成26年度の第2回定例会において山口政人議員が地域包括ケアシステムについて質問されています。その中で、高齢者が認知症や重度の要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域で暮らせるよう、医療、介護、予防、住まいなどを一体に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しますかという質問に対して、答弁として取り組みを進めていきたいという答弁がありました。

それで、先ほど申しましたように、こちらが杵藤地区の広域で第6期介護保険事業計画が27年3月に策定されておりますけれども、その中で在宅医療と介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化と4項目上げられておりますけれども、本市においての進捗状況と課題をお伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えをいたします。

まず、地域包括ケアシステムの構築ということで、2025年に団塊の世代の方が75歳以上になると、それを目標に地域包括ケアシステムの構築を図っているわけですがけれども、今現在、在宅医療・介護連携事業という事業を行っております。これにつきましては、平成28年度よ

り嬉野市を含む3市4町はそれぞれ鹿島藤津地区医師会、それから武雄杵島地区医師会のほうに委託をして事業を実施していただいております。

それから、認知症関係の取り組みですけれども、認知症の取り組みとしましては、平成28年、昨年10月に認知症初期集中支援チームというものを医療法人のほうに委託をして実施いたしております。目的としては、早期の認知症、あるいは家族の方から相談できる支援体制の充実を図るということで事業を実施いたしております。

それから、28年度から嬉野市でも取り組んでおりますけれども、生活支援体制整備事業ということで、地域での支え合う担い手やサービスの創出に向けて、生活支援コーディネーター、午前中もお話をしましたけれども、地域支え合い推進員を設置しまして、それでこの取り組みを進めております。進捗状況としては以上になります。

それから、課題ですけれども、まだ生活支援体制整備事業も第1層のコーディネーターを昨年度設置して事業を実施していただいておりますけれども、まだ地域の中でのいろんな社会資源、そういったものの調査を現在実施しておりますけれども、今後、その社会資源に対してのいろんなサービスの創出、そういったことについてが地域の方のいろんな意識づけとか、それから協議会への参加とか、そういったことで今後ちょっと時間がかかるのではないかなということが課題かなというふうに思っております。（「地域ケア会議はどうですか」と呼ぶ者あり）

地域ケア会議についても、前からもケアマネの方々と一緒に地域ケア会議というものを開催して実施をしてきておりますけれども、今回打ち出しているのは、より自立に向けたプランの作成ということですので、その部分についてはまだ途中だというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

地域包括ケアシステムの4点ですけれども、今、進捗状況を説明していただいたんですけれども、平成26年第2回の山口政人議員の質問にもありましたけれども、この計画書ができてから2年ほどたちますけれども、進捗状況としては、頑張ってもらってはいるんですけれども、なかなか具体的に市民の目には見えていないというのが実情じゃないかなと感じているところです。

その中で、先ほどお話ししています総合事業と地域包括ケアシステム、何となく言葉として理解しにくいところがあって、この関連性というのはどういうことなのかというのを御説明いただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えをいたします。

総合事業につきましては、高齢者が住みなれた地域で生活を継続するために地域ケアシステムの基本となる要素だということで理解をしております。地域包括ケアシステムを構築するには、医療、介護、それから介護予防、あと住まい、それから生活支援、この5つがお互いに連携をしながらそれで構築を図っていくということでありますので、総合事業については一つの基本となる要素であるということで理解をしております。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて介護保険制度の持続可能性を高めて、地域の多様な主体、人材を活用して地域ケアシステムを構築するために総合事業については積極的に取り組んで、生活支援介護予防の充実に努めることが大事だというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、地域包括ケアシステムを実現させるための総合事業と理解してよろしいんですかね。

その中で、この総合事業というのが先ほどからあります地域の支え合い体制づくりということで御説明いただいておりますけれども、今後、先ほど言われました地域の支え合いのコーディネーターの方のお話がありましたけれども、それは次の項目でも取り上げておりますけれども、今後の総合事業の市としての取り組み方をまずお伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えをいたします。

今後、要支援認定者が順次総合事業対象者へ移行され、対象者の増が見込まれるということになります。そのニーズに対応できるようにボランティアと市民が中心となり、支え合える生活支援サービスの創出、あるいは福祉、医療、生活支援サービスが提供できるように市内全域を網羅した資源づくりを生活支援体制整備事業と一体となっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今の御説明では、要支援1と2の方の総合事業の移行ということがありましたけれども、では27年度から移行期間とあると私は認識しているんですけれども、来年の平成30年3月31

日までには移行を完了していなければならないというのがありますけれども、その総合事業の移行というのはどのようにされるのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えをいたします。

杵藤広域圏を構成する市町においては、総合事業の実施については、平成29年4月から実施をします。法では27年度に決まりましたけれども、移行期間を3年間、つまり平成30年3月までに移行しなさいということでありましたので、杵藤広域圏ではことしの4月から実施をしているということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それでは、例えば更新の時期が1年とか半年とかあると思うんですけども、そしたらどのような移行の仕方なのかというのを詳しく御説明ください。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えをいたします。

要介護認定を受けて、認定期間がありますので、認定の終了の月まではまだ介護保険のサービスを受けられるということになります。だから、期間が1年であったりとか1年半であったりとか、その期間があればその最終のときから総合事業に移ると。だから、今年度あるいは来年度初めに要介護認定の更新の時期を迎える方から順次総合事業に移られるということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

29年4月1日から30年3月31日までの間に移行期間が定められていて、これから申請される方は随時総合事業に移行するというのでよろしいですね。はい、わかりました。

今回、総合事業というのが言葉で出てきていたので、利用される方が本当にサービスを受ける場合に不安がられていらっしゃると思うので、今回質問させていただきましたけれども、利用者としては総合事業が導入の前と後はそれほど変わらないということで、もう一度

お伺いしますが、理解していいんですか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

先ほどもお話をいたしましたけれども、介護保険サービスから総合事業に移りますけれども、サービス自体は今までどおりのサービスを受けられるということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ありがとうございます。それで利用者の方も安心されると思いますので。

次に、先ほどから出ております生活支援体制整備事業の協議についてお伺いいたします。

これが先ほどから担当課長が言われています地域包括ケアシステムの実現のための事業なんですけれども、この事業が平成28年第1層というのが市の全域のコーディネーターと、これも議案で出ていましたけれども、その都度質問をさせていただいていたんですけれども、難しい言葉と内容がなかなか理解できなかったもので、今回もう一度質問させていただくんですけれども、第1層が市全体のコーディネーターで、予算として800万円計上されておりました。今年度29年度が第2層ということで、中学校校区で3人のコーディネーターが設置されて、1,910万円というのが予算計上されております。これは具体的にどういう、先ほどニーズ調査とか言われましたけれども、今後、第1層、第2層のコーディネーターの方が地域の中でどういった活動というか、事業をされようとしてあるのかをもう一度お伺いします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

平成28年度から生活支援体制整備事業ということで嬉野市を全体として生活支援コーディネーターを設置いたしております。主な生活支援コーディネーターの役割ですけれども、地域の支え合い、あるいは助け合い、そういった地域づくりの推進を主な目的としております。そういう中で、地域における地域資源、いろんな住民団体、あるいはNPO、それから一般企業等が実施をしているそういう生活支援にかかわるサービスとか、そういったものを地域でどういうものがあるのかということで28年度は調査をしております。調査を行って、不足するサービス、そういったものがないかどうか、そういった不足するサービスがあれば、地域でそういったものの創出を行っていくというのがコーディネーターの仕事です。それから、

地域におけるいろんなニーズがありますけれども、そのニーズに対してこういうサービスがある、ああいうサービスがあるというようなことでマッチングをすると、それもコーディネーターの役割であります。

29年度から第2層の生活支援コーディネーターということで中学校区、嬉野、それから塩田、それと吉田に生活支援コーディネーターを1人ずつですので3名ですね。この中学校区で設置をした3人のコーディネーターと第1層のコーディネーターが連携し合いながら、地域の支え合う、そういう体制づくりに向けて努力をしていくということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

地域での支え合いとか助け合いとかですけれども、先日、吉田地区は中学校、小学校1校でのその地域なんですけれども、塩田地区、嬉野地区、中学校区で今度コーディネーターが設置されるんですけれども、小学校も塩田地区は3校、嬉野地区は嬉野と轟と、あと大野原も含めてですけれども、大きな範囲、広い範囲になるんですけれども、そこの中でのニーズ調査というのはなかなか難しいんじゃないかなとずっと思っていたんですけれども、実際、先日、吉田地区で第2層のコーディネーターの方が会合を開かれて参加したんですけれども、参加された方もなかなか内容が把握するのが難しく、というのを感じたんですけれども、それと午前中の西村議員の質問でありましたけれども、人材というのがなかなか今から発掘とかボランティアとか、先ほど言われましたけれども、ボランティアでもらったりとか企業とかと言われても、構築に向けてこれらの事業が進んでいくと思うんですけれども、なかなか大変な、これだけ人口も減っているのではと思った中で、まず、ニーズ調査と言われたんですけれども、そのニーズ調査の仕方はどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

28年度に第1層の生活支援コーディネーターが地域に出向いて行って調査を行っております。具体的には、いろんな団体、あるいはサービスを行っているところと、どういった今の社会資源があるのかどうか、そういったものの調査と、あるいは各地区の民生委員さんであったりとか、あるいは老人クラブに出向いていたりとか、28年度の実績としては66の行政区で地域資源の調査とアセスメントを行っていただいております。それから、外出支援等の関連で公共交通機関などの事業についても調査を行っておりますし、市が行っている公的なサービスとか、あるいは活動団体がやられているサービス、そういった調査も28年度は行っ

ております。

第2層のコーディネーターについても、今後、自分の担当の区域についての調査を行っていただくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

このニーズ調査、やっぱり支える人、支えられる方の、先ほど言われたマッチングになると思うんですけども、この支えられる、何が本当に支援をしていただきたいのかというのに対してアンケート調査を個別にされたらもっとニーズ的に明確にわかるんじゃないかと思えますけど、それはいかがでしょうか、アンケート調査。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

第1層のコーディネーターは28年度、市内の66行政区で聞き取りの調査を行っております、ニーズ的な部分です。今後、そういうアンケート調査が必要であれば、そういったものも検討されるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

地域支援体制づくりなんですけれども、この事業というのを市民の皆さんになかなか理解が難しいと思うんですけど、どのような周知の仕方を考えていらっしゃいますか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えをいたします。

昨年度につきましても、生活支援コーディネーターとともに協議体については広報としてチラシを市内全域に班回覧を行っております。それから、行政嘱託員会、あるいは民生・児童委員協議会などへの広報とか、それから老人クラブと各団体への広報、それから行政放送うれしのほっとステーションなどでも周知を行っております。今年度も第1層の協議体の充実、あるいは発展及び第2層コーディネーターの周知、協議体の設置に向けて、今年度、市民フォーラムの開催や各団体への広報等も行う予定でありますので、そういった形で市民の周知を図っていききたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

この総合事業が生活支援体制が地域に根差して行って、支える側、支えられる側がマッチングできて、本当に住みよい社会になればと思います。この事業が充実した事業になることを願っております。

次に、家族介護支援についてお尋ねしたいと思いますけれども、1番は、今、老老介護とか子どもさんが御両親の介護をされる方もふえておりますけれども、家族介護の方が健康で介護できるのがあってこそその本人さんの介護と思うので、家族介護支援というのは必要じゃないかと思ったときに、今、本市の事業として在宅介護者交流会、在宅高齢者介護手当というのが事業としてありますけれども、まずこの事業の内容をお伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

家族介護については、高齢化、それから孤立化など深刻な問題を抱えております。介護されている方々の相談支援の充実を図り、一人一人の状況に合わせた適切な支援やサービスを提供していく必要があるかと思っております。そういう中で、現在、嬉野市として取り組んでいるのが、まず介護手当ですね。介護手当につきましては、1カ月5,000円の手当を支給しているものです。

それから、介護者交流事業につきましては、介護者家族の心のケアと心身のリフレッシュ、こういったものを図るために家族の交流会とか研修会、それから介護の相談、こういったものを行っております。

それと、そのほかには在宅で介護されている方に対しては、紙おむつの支給事業等も行っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今説明いただいた事業がありますけれども、これらを介護されている方にお話を聞けば、そういう情報というか、知らない方もいらっしゃると思います。その中で、おむつも支給はありますよとか、あと介護の手当とか、手当は多分私の認識では介護度3以上の方を15日以上御家庭で介護していたら対象になると思いますけれども、そういったのもまだまだ御存じない方もいらっしゃると思います。それらをもっともっとお知らせいただいて、介護者の方が元気で、

やっぱり言われるのが経済的にも大変ですもんねって言われる方も多くて、それも少し支援があれば、情報があればもっと気持ちが軽く、介護ができると思いますけれども、そのことをお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

周知が十分図れていないということだろうとっておりますので、それについては今後周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今の周知にしても、毎月1回ケアマネの方とかも訪問されていらっしゃると思いますので、その方たちからどんどん情報として提供していただくようお願いしたいと思います。

続いて、この交流会のことでちょっと資料をいただいているんですけども、26年度に64名、27年度に59人、28年に57人という資料をいただいていますけれども、この交流会というのが、ちょっとどこかにお出かけしたりとか、介護教室もあるんですかね、そういうのがあるとお聞きしたんですけども、参加する方も一定化されて、決まってということではなかなか中身の充実度がちょっと低いかなというのを感じて、そんな中で、やっぱり老老介護で高齢者の方が介護されている場合も多くて、そこまでの会場に行くまでの交通も大変と思うので、例えば、市内の温泉に入ってお茶飲みをしましょうとか、そういう介護している者にとっては同じ境遇の方たちとお話しするだけでも気持ちが楽になると思うんですよね。うちではこうやもんねとか、ああやもんねと、あと介護の仕方も、あつ、こんなふうにしたら楽にできるんだとか、お互いの情報交換の場というか、今よくあるお茶飲みどころみたいな感じで、それを市のバスを使って、例えば、行政区で迎えに行っておいて、そんなふうにしてできないかなとちょっと思ったんですけど、そしたらもっと参加者もふえて、もう少し介護者の方の交流ができるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えをいたします。

26年から28年度の実績については、議員のほうに資料を提出いたしております。今後、そういう取り組みができるかどうか、検討はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

家族介護支援が一番大事じゃないかなと、今後、地域で事業を進めていく、先ほどの地域の中でいろんなニーズに合わせてとかと言われますが、まず家族の健康がなければ地域の中で、自宅で過ごすことができないので、もっともっと家族支援というか、その輪を広げていていただいて、長く介護できる方の支援をしていただいて、本人さんが少しでも地域の中で過ごせるようにしていただきたいと思います。

福祉については一応終わりますけれども、次に太陽光パネル設置についての御質問をさせていただきます。

このことは、さきの3月議会で大島議員が質問されています。山間部、丘陵地での土砂災害時の責任の所在をお尋ねされました。

そこで、最近では平坦地でも農地を転用しての太陽光パネル設置をよくお見かけします。そこでお尋ねしますけれども、27年度、28年度で農地転用での太陽光パネルの設置の届け出数とかはわかりますでしょうか、お尋ねできますか。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

28年度につきましては、12月冒頭の部分までしか数値を把握しておりませんが、4条、5条それぞれに転用の申請がありまして、許可がなされたものが田んぼで3件、畑で22件というふうになっております。27年度につきましては、田んぼで5件、畑で19件というふうに転用の申請、許可がなされている状況です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

27年度、28年度と結構、私の想像よりも数が多い転用がされているというのを思いますけれども、これまでそういった設置の中でトラブルはなかったのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

私が4月からの配属になっております。農地転用後のことで若干相談を受けた件数が1件ほどありますけれども、農地法に基づいての瑕疵があったとか、そういうふうな問題は私の

ほうでは承知しておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

農地転用の場合は、農地転用の申請をされて、農業委員会と当事者の方が現場を視察される、総合的に検討されて許可証を発行ということで、この農地転用の流れをもう一度お話しいただけますか。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

転用の申請、事務局のほうに申請がなされます。まず、書類のほうを審査させていただきまして、受け付け手続が済みましたら、毎月、農業委員会の総会というのを開いております。ここで審議をいたしますけれども、その開催日の1週間ほど前に事前審査ということで、今、委員25名いらっしゃいますけれども、これを班に分けておりまして、5名から4名の班編成になっております。担当班がそれぞれの月、私ども事務局の者と、先ほど議員がおっしゃいました当事者で現地を見て、現地調査を行いまして、そこで班長となっておられる方が総会の席において、議会でいいますと委員会報告みたいな委員長報告をして総会の場で審議をなされると。そこで許可相当というふうな判断がなされましたら、その意見をつけまして、県のほうに副申を上げていくというふうな手続でやっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

私が感じるには、その農業委員の方と現地視察に行かれますけれども、農業委員会のほうにちょっと問い合わせたときに、各農業委員さんが班に分かれて現地視察をされるときに、どういうところを基準に審査されるんですかみたいなことをお聞きしたときに、各農業委員さんの個人のあれになってくると言われたときに、あっ、ここであるのがことし3月に多久市さんが制定された環境条例とかあるんですけども、そういうきちんとしたガイドラインがなければ、それぞれの農業委員さんの個人の視点でなるのかなというのを思うんですけども、いかがでしょうか、審査の仕方がですね。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

議員がお聞きになられた、委員の方にお聞きになられたのかどうか分かりませんが、個人の見解でということをございません。基準に関しましては、大まかに立地基準、それと一般基準というのがあります。私も勉強の途中で、ちょっと読ませていただきますと、農地が優良農地か否かの面で見ると立地基準と転用目的、今回議題となっておりますのが太陽光設備の設置ということになりますので、確実に転用事業に供されるか、周辺の営農条件に悪影響を与えないか等の面から見る一般基準、この2つの大きな基準に基づいて農業委員の皆様方は現地調査をなさっております。そのように私は思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

というのは、実際、昨年、西吉田地区で太陽光パネルが設置されて、業者の方がその土地を買って設置されているということで、あと業者がするには周りに柵をしなきゃいけないということで、それが市道のところに柵をされていらっちゃって、あと太陽光パネルの下だけビニールか何かされて、あとは草ぼうぼうで、ちょっと環境的にどうだろうかということで地元の人も業者さんともう少し話し合いをしたいけどということで、今ちょっと困っていらっちゃいました。

そこで、やはりほかの地区もちょっと聞くんですけども、それぞれのきちんとしたガイドラインとかがないので困っていらっしゃるところをお聞きしたので、市としてガイドラインの作成をしていただけないでしょうかということで今回取り上げたんですけども、例えば、ガイドラインとして長野市で太陽光発電施設の設置に関するガイドラインとありますけれども、この中で設置に当たって遵守すべき事項というのがあります。隣接住民等との協和を図ること、雨水等による土砂の流出や水害等の災害防止対策を講じることというのがいろいろありまして、そこに事前に話し合いを持つとか設置した後にトラブルがあったらまた再度話し合いの場を設けるとか、あと設置したところにはきちんとわかるように事業者の名前とかの看板を立てるとか、そういうガイドラインがあるんですけども、市としてもどんどん今後もふえると思いますので、ある程度こういったガイドラインの策定を早急に進めていただきたいと思いますが、3月の大島議員の質問でありましたけれども、最終的な責任の所在というところを質問されたときに、検討しますということで答弁がありましたけれども、その後どんなふうになったのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

現在、全国自治体の中で取り組まれている事例を参考にしながら、嬉野市におきましても大規模な太陽光発電設備の設置の取り扱いについて関係課が集まり検討をしているところがございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

そしたら、嬉野市でもそれに向けて設置の検討をして、ガイドラインですか、条例ですか。どれに向けての検討をされているんですか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

先ほど私が全国自治体の事例を参考にしながらと申しましたけれども、条例化をしているところ、指導要綱で定めているところ、いろいろございます。うちにとりましてどれが一番いいものか、それらを含めて、今早急に、これは雨季が一番大事なところですので、早急に定めていきたいと思っているところがございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ありがとうございます。先ほど言いましたように、西吉田地区においても市道のところに網を張っておられるので、今までは地域の方が中山間のあれで草刈りとかしていただいていたんですけども、今、網を設置されているので除草のしようがないとか、あとそこもオルコースのコースになっていますので、やっぱり景観にしてもちょっと見苦しいところがあるんですよというのを地元の方からお聞きしましたので、早急にガイドライン並びに条例に向けての検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では、次に参りたいと思います。

職員のストレスチェックと人事問題についての質問をさせていただきます。

このことは、初日の山口政人議員の質問にもありました。きょうの午前中にも西村議員からの質問もありましたけれども、まず、この嬉野市人材育成基本方針をもとに質問をさせていただくんですけども、嬉野市において職員配置はどのようにして決められるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

職員の配置ということで、どのようなことかということでございますけれども、基本及び理想とするところは適材適所の配置でございます。適材適所に配置していきたいということでございますけれども、組織上の適正な配置数を満足かつ組織運営の円滑な維持ができないこともあるわけでございますので、職員の適性や個性を把握しつつ、異動や研修などを行って、その能力の涵養とその成果が十分発揮できるよう支援を行いながら、いわゆる全体の組織力や事務処理能力を高めること、そういうことを考えて配置を行うということが大事だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

その職員配置ですけれども、執行部の中でどなたが決められるんですか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

最終的な決裁は全て私が行っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

いろんな適材適所とかを考慮して決められているということで、最終的には市長が決められているということですが、では、この基本方針の作成に当たって職員の方にアンケートをとられています。調査対象が201人、回答者168人、回答割合は83.6%で、ここにアンケート結果が載っております。その中で、3年程度の希望がアンケートの中で40%、3年から5年の期間を希望する方が80%とありますけれども、この中で、大体勤続年数を考慮されたりとか、現在の職員配置は適正と思われるのでしょうか、いかがですか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

それぞれの定数がございますので、その定数に従って配置をするわけでございますけれども、できるだけ私としては若いときには3年ぐらいで全部署を経験していただきたいということですね。ある程度中堅になりましたら専門的な知識も必要でございますので、少し期間を置いて異動していただくというようなことで、そこらについては十分配慮しているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、担当課長にお伺いしますけれども、今3年をめどにという市長の答弁がございましたけれども、1年とか2年で異動がある場合もあるんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

基本的には3年程度での異動になっておりますが、業務によって必要があれば1年とかでも異動があります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、今回、ストレスチェックというのを上げておりますので、この方針の中の20ページに生き生きとはつらつとした職場環境というのがありまして、思いが伝わる職場づくり、理想とする職場とはどのようなものですかというアンケートに対して、人間関係のよい職場23.7%、協力体制のよい職場22.2%、情報が共有されている職場15%、自由に意見が言える職場12.2%とあります。でも、職場環境づくりに積極的ではないというのが60%ありました。その中で、管理職研修などを初めとした風通しのよい職場づくりのために取り組みをしますと、ここに方針として載っているんですけども、管理監督者研修への参加はされていらっしゃいますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

職員研修というのは、いろんな階層において研修を行っておりますので、管理監督者研修

も実施しておりますので、それには参加していただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

この研修には参加されているということによろしいですか、はい。

次ですけれども、2番目に心と体の健康及び快適な衛生環境づくりというのがありますけれども、毎年メンタル面を含め複数の病気、休暇者が存在する。退職者に至るケースも存在する。職員は将来に向かいかけがえのない人材、職員の健康管理支援のための取り組みを進めますとありますけれども、この中で初日の答弁でもございましたけれども、平成28年9月のストレス検査では346名の方が受けられて、その中で24名が健康相談を受けたいと手を挙げられたということで、高ストレスの方が2名で、専門医に受診されたということでありまして、もっと鬱病の予備軍の方はたくさんいらっしゃるんじゃないかなと推測いたします。その中で、27年度、28年度の中途退職者は何人いらっしゃいますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後4時3分 休憩

午後4時4分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

職員の中途退職をお尋ねですので、27年度はおりません。28年度は1名です。（245ページで訂正）

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

中途退職の方、27年度はゼロということと、28年度が1人ということですかね、はい、わかりました。

昨年の9月にストレスチェックをされているということですが、その後の相談件数と、毎月相談日があると御説明だったんですけれども、その後の相談件数と対策としては市としてはどういうふうに行われていらっしゃいますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

その後の相談件数ということですが、29年度の相談件数ということですか。（「毎月相談日がありますよね。その相談日の件数、大体毎月どのくらいか」と呼ぶ者あり）わかりました。

28年度においては毎月三、四名程度です。29年度になってからは12名と7名で、5月は増加しております。

以上です。（「対策としては。ストレスチェック後の対策」と呼ぶ者あり）ストレスチェック後の対策ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

ストレスチェックを実施しましたら、その結果というのは本人に直接行きます。本人が産業医とかに面談を希望される場合はその紹介を行うということになっております。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ストレスチェック後の相談件数は毎月三、四名で、29年度になってから結構ふえられて、12名とか毎月いらっしゃるということで理解していいですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

ストレスチェック後の相談ということではなくて、健康相談のほうは普通の健康相談ですね。心や体の相談とかの健康相談ですので、今申し上げたのはストレスチェックを受けての健康相談の件数ではございません。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

専門家の方、保健師の方の相談ということの数でよろしいですか。はい、わかりました。

1日目の山口政人議員の質問の中で、対策というのは市長から相談日の回数をふやしたとか、いろいろ対策はしていますということでありましたけれども、その中で、このように何でストレスがたまるかということについて、休暇についての資料をいただきました。その中で、休暇についてですけれども、過去3年間の年次有給休暇取得率という資料をいただき

まして、26年度は24.7%、27年23.5%、28年21.7%とあります。これは年々取得率が下がっております。この数字を見てどう思われますか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ストレスチェック等の終了後、対象となる方につきましては直接本人がわかるわけでございますので、ぜひ医療機関、また相談機関等に行っていただくようにお話をしているところでございます。

また、年次有休の、イベント等もございまして、そういうこともあっているんじゃないかなと思いますけど、できる限り休暇はとるように指導をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

年々年次有給休暇取得率が下がっているということは、それだけ業務も多くなっているということで私としては理解するわけなんですけれども、やはりだんだん仕事の業務量も多くなって、休むのも休めず、あと年次有給休暇取得の日数の人数という資料をいただいています。ゼロ日が16名、5日以内が61名、10日以内が52名、10日から20日までの方が51名、20日以上が7名というこの数字なんですけれども、この数字を受けて、市長、どういうお考えですか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

他自治体との比較は全然したことございませんのでわかりませんが、実際、年次有給休暇がとれていないということでございますので、できるだけとるように指導をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

この休暇について、あと時間外の集計の表をいただいていますけれども、27年の各課の時間外の時間数をいただいていますけれども、やはり福祉課が一番多いということと、年間通

しても一番多かったのが福祉課、2番目が税務収納課、福祉課で年間4,464時間、税務収納課で年間3,040時間、3番目が総務課が2,080時間、これは27年度です。28年度が福祉課が4,355時間、2番目が税務収納課が3,338時間、3番目が多かったのがうれしの温泉観光課が2,185時間になっております。この時間外が多いということで、そしてまた、先ほど言われましたように、イベント等が多くて、休日出勤もされていらっしゃると思いますけれども、この休日出勤の代休取得の方法として掲げてあるのが、休日に出勤する者については勤務する休日について、その日を起算日とする。4週間前の日から8週間後の日までの期間に代休を取得するよう規則を定めていますとありますけれども、ここの中で多い、産業建設部長にお伺いしますけれども、休日出勤の代休は全て100%取得できておりますでしょうか、皆さん課内の職員の方。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（宮崎康郎君）

私もうれしの温泉観光課のほうに課長としておりましたときに、代休はすぐとるようにと言っていましたけれども、なかなか日常の業務もありますので、100%とれてはおりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

次に多い企画政策課長、課内の方の代休は100%取得できていますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

必ずしも100%取得には至っておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ということは、代休もなかなか100%取得できないということは、年次有給休暇もなかなか取得できないということにつながると思うんですけれども、先ほど申しました時間外の数字を見て、総務企画部長、時間外多いですけれども、どう思われますか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

先ほど資料に基づいて議員発言されましたけど、業務量が多いというのは確かにあるかと思えます。ただ、福祉課の総時間につきましては、人数等も多いということで、1人当たりですれば、それでもほかの課からすれば多いのかもしれませんが、そういったところも要因かと思っております。

税務収納課につきましても、どうしても課税の時期につきましては時間外が多くなるというようなこともございます。税務収納課につきましては、なるべくその後の、時期的に言いますと、課税の後になりますけど、そういったところで代休の取得等をとるようというところで指導いたしております。

あと、27年度で総務課というのがありますけど、これにつきましては災害等の待機とか、こういったのもありましたので多くなっているものと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今、福祉課に関しては人数も多いからということと、税務収納課の方は季節的なものがあると申されましたけれども、これだけ年休もとれないような、取得が難しいような、本当に心身ともに健康に仕事ができるんでしょうかという私としても心配はあります。その中で、ここに先ほどから言っています、嬉野市人材育成基本方針の中にアンケートを書かれた職員の方の生の声がいっぱい詰まっていますけれども、これは27年3月に策定されました。これを総務企画部長、しっかり読まれましたでしょうか。読まれた感想をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

これにつきましては、先ほど言われたとおりに27年3月に策定をいたしております。当然ここに書かれている分を私たちが実行していくということで、いい職場環境づくりに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

同じ質問を市民福祉部長、この基本方針を読んでいたと思うんですけども、感想

をお願いします。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中野哲也君）

お答えいたします。

あるべき姿を示してあると思いますので、それに向けて努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

最後に、産業建設部長、同じ質問を。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（宮崎康郎君）

今、各部長が申しましたように、職場の改善をそれを参考にして今進めてまいっているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

これは27年3月に作成されたものなんですけれども、市長、これ本当に全てのいろんな問題が詰まっている方針だし、これをきちんと目指していったら、いろんなこと、鬱の病気とかストレスがたまらなかつたり、有給休暇もしっかりとれると、しっかりと推進していればできることと思うんですけれども、そしてまた、今回のような職員の方が亡くなるということも防げたんじゃないかなと思うのが、今回これを見て思ったんですけれども、これに向けて本当に27年3月から取り組んでいただいていたんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

実際そのような文言としてはそのときにまとめたわけですけど、以前から超勤とか代休、それから年休がとりにくいというふうな職場等につきましては、その年その年にずっと調整をしまいりまして、正職員で足りない場合は臨時をお願いするとかということで、できる

だけ調整をしてきたところでございます。今後ともそういうふうな形でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今いろいろ調整をしていきたいと答弁がありましたけれども、このアンケートの調査の中での総論として記載されていたのが、合併後の人員削減が良好な職場環境の構築や業務遂行の妨げとなっている、大きな負担を感じているとありました。そして、人事管理制度については、不満を抱いているが73.8%ありました。主任クラスの方が81.8%、あと人事異動については、適材適所の異動がなされていない、どの程度現場の状況を把握した人事異動なのか基準がわからず、行き当たりばつたりの人事異動で、一貫性や計画性が感じられないと厳しい意見が大半ありました、ということが記載されています。この人材育成基本方針はホームページに掲載されておりますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

ホームページに掲載いたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

掲載されていらっしゃるんですか。私確認したところ、掲載されていなかったんですけども、掲載されていますか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

再度確認をいたします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

確認をお願いいたします。

こういう方針というのは、掲載されていたら本当いいんですけども、もし掲載されていなかったら、このことは一番大事な、こういう方針で行きますという市民の方へのお知らせとしてするべきじゃないかなと思いますので、確認をよろしくお願いいたします。

そして、まずよく言われるのが業務が多いということで職員の方とか、私が見てもすごいイベントが多くて、業務が多いなというのを常日ごろ感じておりますけれども、さっき産業建設部長も企画政策課長も言われますけれども、休日出勤すら代休が100%とれないということ自体がおかしいんじゃないかなと思いますので、まず休日出勤の代休というのはしっかりとしていただいて、体を休めていただきたいと思いますし、職員の方の心身の健康があってこそその市民へのサービス向上につながると思いますので、また、職員に求められる職員像を掲げていらっしゃるんですけども、その前に心身ともに健全な職員でいただいてこそ、先ほどから申しますけれども、市民ニーズにしっかりと対応する仕事ができると思います。山口政人議員も言われていましたけれども、職員の生命とか財産を守るのが市長の役目だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

従前から私の責任はそういうところにあるということで考えて、今までも努力してまいりましたので、今後できるだけ働きやすい職場をつくるということで努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

この人材育成基本方針にのっとった市政運営を今後もさらに進めていっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

これで増田朝子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後4時23分 散会